

# 令和6年第1回定例会会議録（第6号）

令和6年3月19日

## ○出席議員（25名）

1番	塩手悠太	2番	石田強
3番	中村悟	4番	森裕二
5番	小野和美	6番	重松康宏
7番	小野佳子	8番	日名子敦子
9番	美馬恭子	10番	阿部真一
11番	安部一郎	12番	小野正明
13番	森大輔	14番	三重忠昭
15番	森山義治	16番	穴井宏二
17番	加藤信康	18番	吉富英三郎
19番	松川章三	20番	市原隆生
21番	黒木愛一郎	22番	松川峰生
23番	野口哲男	24番	山本一成
25番	泉武弘		

## ○欠席議員（なし）

## ○説明のための出席者

市長	長野恭紘	副市長	阿部万寿夫
副市長	岩田弘	教育長	寺岡悌二
総務部長	柏木正義	企画戦略部長	安部政信
観光・産業部長	日置伸夫	公営事業部長	上田亨
市民福祉部長 兼福祉事務所長	田辺裕	こども部長	宇都宮尚代
いきいき健幸部長	大野高之	建設部長	山内佳久
市長公室長	山内弘美	防災局長	白石修三
消防長	浜崎仁孝	教育部長	古本昭彦
上下水道局長	松屋益治郎	企画戦略部次長 兼財政課長	矢野義知
総務部次長 兼総務課長	行部さと子	産業政策課長	大町史

共生社会実現・部落 差別解消推進課長	河 野 幸 夫	生活環境課長	堀 英 樹
障害福祉課長	大 久 保 智	こども部次長 兼子育て支援課長	中 西 郁 夫
健康推進課長	和 田 健 二	建設部次長	渡 邊 克 己
公園緑地課長	橋 本 和 久	施設整備課長	登 根 澄
防災危機管理課長	中 村 幸 次	教育政策課長	森 本 悦 子
学校教育課参事	宮 川 久 寿	学校教育課参事	時 松 哲 也
上下水道局 下水道課長	田 邊 和 也		

○議会事務局出席者

局 長	河 野 伸 久	議事総務課長	中 村 賢一郎
補佐兼総務係長	岩 男 涼 子	係 長	甲 斐 俊 平
主 査	松 尾 麻 里	主 査	佐 藤 雅 俊
主 事	定 宗 隆一郎	事 務 員	尾 割 春 晃

○議事日程表（第6号）

令和6年3月19日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前10時00分 開会

○議長（加藤信康） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第6号により行います。

日程第1により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○7番（小野佳子） 7番、公明党の小野佳子です。

今回、4回目の一般質問ではありますが、なかなか慣れず、緊張の連続で今日も臨んでおります。昨日、大先輩の松川議員が緊張するという話をされて、あ、一緒なんだなという思いで、ちょっと安心して今日臨ませていただきます。頑張ります。ありがとうございます。

皆さん緊張の中ですが、執行部のほうも緊張だと思うんですが、しっかり訴えてまいります。また今日は選抜高校野球大会で、明豊高等学校の初戦がこの午前中に開催されますので、悲願の優勝に向けてしっかり祈りながら、また一般質問に臨んでいきたいと思えます。すみません、ちょっと前置きが長くなりました。

それでは、通告の順番に質問させていただきます。二酸化炭素の削減に向けた取組についてでございます。

市内で飲食店を営む方より、廃食用油、いわゆる天ぷら油の回収についての御相談をいただきました。内容は、別府市における廃食用油の回収等のシステムについての相談でした。私は8年前から別府市リサイクル情報センターの廃食用油のリサイクル推進事業のことを知り、毎回2リットルのペットボトルに廃食用油を入れ、持ち込んでおりましたので、その方にも別府市リサイクル情報センターの御案内をいち早くいたしました。

そこでお尋ねいたします。別府市では、家庭から発生する廃食用油を回収していると思えますが、いつから回収しており、また、どのような回収方法か、お尋ねをいたします。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

廃食用油の回収につきましては、平成10年度から実施をしております。

回収方法でございますが、別府市リサイクル情報センターにて市民の方の持込みによりまして拠点回収を行っており、各御家庭で10リットル以上の廃食用油を保管している場合には、戸別での訪問回収も行っております。

○7番（小野佳子）

そこで、別府市が回収した廃食用油の回収量等の現状を伺います。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

過去5年度分の廃食用油の持込み件数と回収量を見ますと、平成30年度が293件に対し1,326リットル、令和元年度が360件に対し1,846リットル、令和2年度が361件に対し1,908リットル、令和3年度は364件に対し2,190リットル、令和4年度は317件に対し1,411リットルとなり、過去5年度平均といたしましては、持込み件数が339件、回収量は1,736リットルとなっているところでございます。

○7番（小野佳子） では、廃食用油の回収に協力するとメリットはありますか。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

平成24年度から3Rサポーター制度を開始しており、この制度を活用していただくことで、廃食用油の回収を促進しております。廃食用油で申しますと、まず3Rサポーターとして登録していただき、リサイクル情報センターに持ち込んでいただいた廃食用油2リットルにつき1ポイントを付与いたします。4ポイントたまるとトイレットペーパーと交換できる仕組みとなっております。令和6年2月末現在で、3Rサポーター登録者数は累計1,350人の市民の方に御活用いただいているところでございます。

○7番（小野佳子議員） ありがとうございます。

皆さんは、3Rは御存じでしょうか。一応説明させていただきますと、頭文字のRを取ったもので、Reduce、ごみそのものを減らす、Reuse、何回も繰り返し使う、Recycle、再び資源として利用する、この3つが3Rとなっております。ごみの減量や循環型社会を構築するためのキーワードとなっております。ちなみに、私はその中のリサイクル、牛乳パック、廃食用油の回収に8年前から協力させていただいており、逆にありがたく感謝しております。

では、分別回収した廃食用油はどのようにリサイクルされておりますでしょうか、お願いいたします。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

回収した廃食用油につきましては、廃油回収専門業者に引き取ってもらい、有価物として1リットル25円で売却をしております。その後、その廃食用油は北九州市エコタウン内にある、九州・山口油脂事業協同組合のプラント工場にて、バイオディーゼル燃料や配合飼料原料、あるいは化粧品の原料などとして幅広くリサイクルされているところでございます。

○7番（小野佳子） 国東市などでは、特に廃食用油のリサイクルが進んでいると聞いておりますが、大分県下で自治体の取組状況はどうなっておりますでしょうか。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

各自治体の公式ホームページによりますと、大分県下で廃食用油を回収している自治体は、本市をはじめ国東市、宇佐市、豊後高田市、玖珠町の4市1町でございます。そのほかの10市2町の自治体は、依然として布等にしみ込ませて可燃物ごみとして収集しており、廃食用油をリサイクルする仕組みはないようでございます。

○7番（小野佳子） 別府市の廃食用油の持込みは、一般家庭のものに限ると明記されております。相談の方は廃食用油を可燃物として業者に有料で回収に来てもらっており、国東市の取組を知り、相談をいただきました。国東市が令和4年12月の国東市議会に提案をして可決されたわくわく油田プロジェクト、ネーミングを聞くだけでわくわくしますが、令和5年度の新事業として、今年の4月1日にスタートいたしました。主な内容は、回収した、いわゆる天ぷら油をディーゼルエンジン用燃料にして、二酸化炭素削減へ取り組むというものです。

その事業内容がテレビで紹介されて映像を見て、早速、国東市の担当課と回収を行っている事業所に視察に行かせていただきました。経緯として、20年前の平成15年より廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料を精製し、自社の車両への使用から、地球温暖化防止の取組を開始してきた。そして12年前の平成23年より、国東市がその考えに共感して、市内4か所に廃食用油を出せる拠点をつくり、協力してくれたそうです。

その中、熊本が、純度の高い高純度バイオディーゼルの精製し、災害時の救急車両、いわゆる救急車や消防車や重機など、様々な車両に使用していること等を、担当課と事業所の方々に現地視察を行い、地球温暖化の取組を一層進める装置、高純度のバイオディーゼル燃料の導入に踏み切ったということでした。昨年導入した高純度バイオディーゼル精製機も拝見し、国からの3分の2の補助金が支給されるということでした。国東市が回収拠点を増やし、今現在は公民館や企業、スーパーや銀行など市内54か所に広がっております。もちろん、市役所も回収場所となっております。実際に回収場所も見させていただきましたが、スーパーでは、トレーや牛乳パック回収場所の横に設置されており、銀行はいつでも持ち込めるように、屋外に回収場所を設置しておりました。誰でも持ち込むことができるように、わくわく油田プロジェクトののぼりの旗も設置されており、分かりやすかったです。回収目標も年間3,500リットルでしたが、9か月で3,000リットルを回収でき、市民の関心の高さに手ごたえを感じたと担当の方はおっしゃっておりました。

この一連の取組は、今年度国東の事業が、県内初となる高純度のバイオディーゼル燃料の精製機器を導入したことによるもので、精製された高純度バイオディーゼル燃料は、自社の車両においても実証実験を行っており、昨年11月から販売が可能となったことから、このたび、JAL日本航空が大分空港内で稼働させている、ディーゼルエンジンを搭載した作業車両トローリングトラクターへ実証実験として使用されたそうです。国東市につきましても同様に、国東クリーンセンターで使用するフォークリフトへ実証実験として使用することになったそうです。

これにより、目的であった二酸化炭素削減とエネルギー循環の地域循環ができたわけです。近年の世界各地での異常高温、大雨等の異常気象が発生しており、日本国内においても過去に経験のないような甚大な災害が頻繁に起こっております。これは温室効果ガスがもたらした地球温暖化によることが原因とされ、2015年に合意されたパリ協定では、世界的な平均気温上昇を1.5度に抑える努力をすることが、世界全体の長期目標とされました。2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要とされております。個人一人一人の環境に対する意識改革やエコな取組が大事であり、廃食用油の活用も地域温暖化につながる重要な活動だと思っておりますが、その廃食用油の活用の充実について、本市のお考えをお伺いします。

○生活環境課長（堀 英樹） お答えいたします。

地球温暖化をもたらす要因の一つは、人間社会の経済活動や日々の生活から出る廃棄物の焼却であろうかというふうに考えておりますが、市民一人一人がごみを減らし、リユースやリサイクルに協力することは重要な取組の一つであると考えております。

本市といたしましても、廃食用油のリサイクルを促進するために、今後もより分かりやすく、より便利に廃食用油の回収につきまして、市民の方に意識づけできる広報と啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

○7番（小野佳子） 前向きな御答弁ありがとうございます。今年1月25日に能登半島の地震の被災地に役立ててもらおうと、熊本市の幼稚園が集めた家庭の使用済み油、天ぷら油をバイオディーゼル燃料に加工する会社に提供されたニュースが報道されておりました。この集められた油は何に使われたかという、移動式の充電器の燃料になるようです。家庭から出る廃食用油で作ったバイオディーゼル燃料によって、発電や充電ができるのです。この充電器は、熊本市の事業者が開発したもので、1月4日に石川県珠洲市に無償で貸し出されており、珠洲市役所では、電気自動車の充電などに活用されております。熊本の園児が約2週間で集めた450リットルの油を燃料に加工すると、充電器は48時間ほど稼働でき、電気自動車約100台分の充電ができるとのことでした。

先にも触れましたが、隣の熊本は県下を挙げて廃食用油回収に取り組んでおり、役場、スーパー、銀行、また何とJR等1,000か所において改修を積極的に行っており、県民の廃食用油のリサイクルに対する関心も高いものだと思います。今、県下で唯一廃食用油を高純度バイオディーゼル燃料に精製する国東市の事業所が、別府市内34か所の個人飲食店の廃食用油の回収に回っているのが現実です。リサイクルできる資源を捨てることなく活用できるシステムは、本当に素晴らしい取組です。誰でも気軽にできるSDGsの取組です。現に私はこの8年間で、何度も言いますが牛乳パック、トレー分別だけでも、家庭内で出すごみの減少に大いにつながりましたし、3R、ごみそのものを減らす、何回も繰り返し使う、再び資源として利用するの取組で得たものは本当に大きく、心が豊かになりました。天ぷら油の処理は本当に大変で、固めるテンプルや油をしみ込ませるものも販売しておりますが、揚げ物を最初からしない家庭も多くあると聞いております。少しの油でしたら、流しに流してしまうということも聞いております。

そこで皆さんにお願いしたいのが、今晚、皆さん御家庭に帰られて、家事を任されてい

る方々に、この廃食油の取組のことをちょっと話していただければ、皆さん賛同していただけるのではないかなと思っております。災害時にも生かせるこの取組は、今後注目を浴びる事業です。ぜひ、担当課においては視察に出向いていただき、検討していただきたいと思っております。

そして、まずは別府リサイクル情報センターの取組を広く周知していただき、少しでも多く廃食用油の回収ができるように、私も身近なところから広げてまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

では、次の質問に参ります。

プラスチック削減への傘の滴取り機についてでございます。

調査によりますと、1人当たりの日本のプラスチック廃棄量は世界第2位、私たちの暮らしに欠かせないプラスチックは食品容器やペットボトルだけではなく、様々なところで使われております。現在、世界中で脱プラスチックの動きが加速していて、身近なところでは、カフェチェーンでの紙ストローの採用や、2020年7月1日よりスタートしたレジ袋の有料化が記憶に新しいです。その背景には、適切に処理されなかったプラスチックごみによる海洋汚染や、製造や焼却時に出る二酸化炭素の増加による地球温暖化など、様々な環境問題が絡んでおります。令和4年に内閣府が実施したプラスチックごみ問題に関する世論調査によりますと、レジ袋の有料化や、2022年4月1日にスタートした新しい法律、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律により、「プラスチックごみ問題への関心や自身の行動に変化はありましたか」の問いに、「関心がある」が94.3%、「具体的な行動を行うようになった」78.1%、また、「2020年7月にレジ袋の有料化が始まってから、レジ袋を辞退するようになりましたか」の問いに85.5%の回答があり、国民の関心は非常に高まっております。

そこで、地球温暖化防止とプラスチックごみ削減の観点より、本庁舎の入り口に傘の滴取り機の設置について伺いをいたします。現在は入り口に傘袋が下がっているダストボックスを置き、来庁者に使用をお願いしておりますが、年間どれぐらいの使用がなされているのでしょうか、お答えください。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

傘袋の使用状況について、購入枚数からの推測になりますが、令和元年度から令和5年度現在までの傘袋の購入枚数は、年間平均で1万2,000枚となっていることから、年間1万2,000枚程度使用されていると思われまます。

○7番（小野佳子） ありがとうございます。本庁舎の正面玄関に、円柱型の傘の滴取りが設置されておりますが、その利用状況とその効果はどのような状況でしょうか、お答えください。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

正面玄関前の滴取り機は、平成29年1月に購入し設置しております。滴取り機購入前の傘袋の購入状況が残っていないため、傘袋の利用状況による効果を数値では表せませんが、滴取り機と傘袋の両方を御利用いただいている状況でございます。

○7番（小野佳子） プラスチックごみ削減に向けては、大きなことはできなくても、個人一人一人が身近なところから取り組むべきことだと思っております。

正面玄関に設置している滴取り機を、皆さんは使用したことがありますでしょうか。私は最近まで全く知らずに、先日使用してみました。傘を上下に突き刺すタイプで、引き上げるときに非常に力が必要になります。力を入れずに傘を前後に三、四回振るだけで楽に滴が取れる滴取り機を本庁舎の出入口に設置して、プラスチックごみ削減に取り組んではいかがでしょうか。環境に優しいSDGsの取組の一環にもなり、また市民が袋を使う手間も省けて、スムーズに手続きに動けます。プラスチックごみ削減に向けての取組を踏まえて、

お考えをお伺いいたします。

○次長兼総務課長（行部さと子） お答えいたします。

滴取り機による雨の滴の除去の程度は、販売事業者の情報では40%から60%程度のも  
のや、80%程度のもがあります。傘に滴が残った状態では、滴取り機を使用した後、傘  
袋を利用することが考えられるため、傘袋の完全撤去は難しく、また、環境への配慮とと  
もに、ランニングコストの削減も同時に実現する必要があるため、設置には慎重な判断が  
必要と考えております。

今後、安価で雨の滴の除去に優れた商品等の販売について注視してまいりたいと考えて  
おります。

○7番（小野佳子） 先日の聞き取りの中で、市の職員の皆さんはどうされているのかを聞  
きました。大半の方が入り口で思い切り傘を振り、滴をほぼ完全に落として、袋を使用  
することなく各部署に行ってますとのことで、傘袋を使わないプラスチックごみ削減に取  
り組んでいることが伺えました。素晴らしいことだと思いました。私はちょっとそこまで  
できてなかったもので、反省いたしました。国でも、庁舎に導入している自治体が増えてお  
ります。プラスチックごみ削減に向けての取組が進んでおります。

新図書館の新設に向けても工事が始まりました。新図書館への傘の滴取り機の設置も視  
野に置き、まずは本庁舎での設置の検討をお願いをして、この質問を終わります。ありが  
とうございます。

では、次に更年期ケアの推進についてお伺いをいたします。

ホルモンのバランスの乱れにより、主に40歳を過ぎた頃から、不眠やいらいらといっ  
た体調不良に見舞われるのが更年期症状です。生活に支障を来したり、仕事においては離  
職に追い込まれたりする人もおります。更年期は全ての女性の通過点ですが、男性にも、  
症状や重篤度は千差万別で、人によっては全く症状がない人もおります。

しかし、全ての女性ホルモンの分泌は確実にゼロに向かって減少を続け、体や心が揺ら  
ぎ、更年期特有の様々な症状が現れます。私の知人も、更年期症状により仕事を休みがち  
になり、職場の理解が得られず、離職を余儀なくされた方がおります。女性就業率の上昇  
に伴い、更年期特有の不調を抱えながら働く女性へのサポートが急務となっております。  
更年期症状による不調を正しく理解し、働き続けられる環境にするためにも、市民への普  
及啓発活動が必要と感じます。

そこでお伺いいたします。令和5年6月に決定した女性活躍・男女共同参画の重点方針  
2023、いわゆる女性版骨太の方針2023についてお聞きいたします。これは女性活躍と経  
済成長の好循環の実現に向けた取組の推進や、女性の所得控除、経済的自立に向け、また  
取組の強化、女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現を目指すための方針です。  
この中に、生涯にわたる健康への支援という項目があり、これに働く女性の望まない離職  
などを防ぐための産業保健体制の充実を図るため、健康診断において、追加項目がありま  
す。その追加項目について御説明をお願いいたします。

○共生社会実現・部落差別解消推進課長（河野幸夫） お答えします。

女性版骨太の方針2023では、労働安全衛生法に基づく一般的健康診断、いわゆる企業  
の健康診断に係る問診に、月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関する項目を追加す  
るということになっております。

○7番（小野佳子） ありがとうございます。厚生労働省は、令和4年7月に更年期の症状  
や医療機関の受診状況などに関する全国意識調査の結果を発表いたしました。

そこでお伺いいたします。まずは1、調査の目的について、2、更年期症状、更年期障  
害の定義について御説明願います。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

更年期症状・障害における意識調査は、更年期における健康課題や疾患の予防・健康づくりの支援の在り方を検討することを目的に、令和4年3月に厚生労働省にて行われています。本調査における更年期症状の定義は更年期に現れるほてりやのぼせ、意欲低下や不眠など様々な症状の中でほかの疾患に起因しないものとされています。

また、更年期障害の定義は、こうした症状により日常生活に支障を来す状態を指します。

なお、本調査における更年期症状は回答者本人の主観に基づくものとされています。

○7番（小野佳子）では、更年期障害の可能性があると答えた人の割合はどの程度いらっしゃいますでしょうか。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

女性では、「医療機関への受診により、更年期障害と診断されたことがある、診断されている」割合は、40代で3.6%、50代で9.1%です。一方、更年期障害の可能性のある割合は40代で28.3%、50代では38.3%でした。

また、男性では、「医療機関への受診により、更年期障害と診断されたことがある、診断されている」割合は、40代で1.5%、50代で1.7%です。一方、更年期障害の可能性のある割合は40代で8.2%、50代で14.3%でした。

○7番（小野佳子） 細かくありがとうございます。結果は女性の割合が高く、更年期症状を自覚し、可能性があると感じている割合は40から50代で66%以上も占めております。

更年期症状を自覚している人で、日常生活に影響がある方はどの程度いらっしゃいますでしょうか。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

更年期症状が一つでもあり、「日常生活に影響がある」と回答している方のうち、「日常生活の影響がとつもある」、「かなりある」、「少しある」を合わせた割合は、女性では40代で33.9%、50代で27.1%、男性では40代で30.6%、50代で25.1%でした。

○7番（小野佳子） ありがとうございます。

更年期に入る前に欲しかった情報についてはどのような内容が多かったでしょうか。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

「主な更年期症状や程度」、「主な更年期症状に対する対処法」と回答した人の割合が、全ての年代で高い状況でした。

○7番（小野佳子） 専門家の試算によりますと、更年期症状が原因で離職した人は40代、50代の女性の中で46万人に上っております。女性の活躍を推進する上で、更年期の女性を守り、支える対策を取ることが求められております。更年期症状によって仕事に何らかのマイナスの影響を及ぼす、いわゆる更年期ロス、更年期の症状がほとんどない方がいる一方で、悪化した場合は休職・離職につながることも分かっております。様々な人生経験を重ねた40代、50代の女性が健康で働き続けられることは企業にとつても大事ですし、家庭においても女性の役割は大きく、更年期について正しい知識を知ることが大切です。

そこで、本市における更年期に関する市民への啓発、相談体制の現状と今後の取組についてお伺いをいたします。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

現在、更年期専門の相談窓口は設けていませんが、健康相談の一環として、更年期相談をお受けしております。

啓発事業としまして、女性のライフサイクルと健康が記載されております健康手帳をレディース健診時や、様々な健康教室実施時にお渡ししております。今後も更年期を含めた様々な健康に関する不安などを気軽に相談できるよう、健康相談の窓口の周知に努めたいと思います。

また、男女共同参画センターにおいても、それぞれのライフステージに合わせた健康づ

くりの推進及び健康に関する情報や、学習機会の提供など、啓発を推進していきたいと思  
います。

- 7番（小野佳子） 御答弁ありがとうございます。健康推進課におかれましては、市民へ  
の周知啓発を積極的に行っていただき、感謝申し上げます。

健康手帳は内容も分かりやすく、女性のライフサイクルと健康へのページでは、検診を  
習慣化していないことが発見を遅らせていると指摘しております。更年期は40歳代か  
ら50歳代までの一定期間に症状が現れるのが大半です。この時期は仕事の重圧や人間関  
係、家庭内での子育てや介護など、日常的にストレスを抱えやすい環境に置かれておりま  
す。大事なのは症状を放置してコンディションを落とさないこと、体調が悪く感じたら、  
まずは受診して相談をする。更年期だから仕方ない、誰もが経験するものだからとやり過  
ぎしていると、症状が悪化してしまうケースもあります。何よりも治療法があるのに、そ  
れを試さずにつらい思いを抱え、離職を考えるなど、本当にもったいない話です。

ただ、更年期に対する情報や具体的な対策等の周知がないのが現状です。政府は2024  
年度女性特有の健康上の問題に関する研究事業の司令塔となるナショナルセンターの創立  
をする方針であることが発表されました。同センターは、女性の健康に関わる相談窓口を  
はじめ、医療や健康機関、研究機関、自治体や企業と協力し、きめ細やかな、医療体制を  
提供し、雇用者全体の4割を占める女性が安心して働ける職場づくりなど、仕事と健康の  
両立を後押しし、支援をするものです。今後、女性の生活環境の改善や支援が進む中、担  
当課においては研究をしていただき、更年期症状、更年期障害において少しでも理解が進  
み、一歩踏み込んだ対応ができることを切に願って、この質問を終わります。ありがとう  
ございます。

では、続きまして障がいのある方への配慮についてであります。

先日、ある方から相談を受けました。その方は50代の独り暮らしの男性ですが、急に  
心臓が苦しくなり、何とか自分で救急車を呼びましたが、重症だったために市内では対応  
できず、大分市の県病に運ばれました。難しい手術を受け、奇跡的に助かった方でしたが、  
退院後の経過観察の通院には、県病までJRとバスを利用して受診をします。平日の早朝  
は、通勤通学ラッシュの時間帯を利用しなければいけない状況の中、市より頂いたヘルプ  
マークをバッグにつけて向かったそうです。混み合った電車の中できつくなったそうす  
が、誰もこのマークに気づかず、席を譲ってもらえなかったため、立ったまま何とか病院  
まで行ったそうです。

大分県は、障がいのある方への配慮として、ヘルプマークやヘルプカードがあり、難病  
の方、高齢者、妊娠中の方等、妊娠中の初期の方、外見からは分からなくても援助や配慮  
が必要とされている方が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためにかばん  
に取りつけるものです。また、ヘルプカードは必要な援助の内容を書き込んで相手に見せ  
ることにより、それぞれの支援や配慮が必要であるという意思表示を行うもので、持っ  
ている方に対しては、積極的に何か配慮が必要であり、お声がけして、本人に意思を確認し  
た上で、行動を起こすものであります。

そこでお尋ねをいたします。昨年一般質問で、穴井議員や中村議員がヘルプマークを取  
り上げておりました。平成28年4月にヘルプカード、令和2年10月にヘルプマークの配  
布を始めております。重なる部分ではありますが、別府市における配布状況、また周知  
方法についてお伺いをいたします。

- 障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

ヘルプマークは、市内で、令和5年現在ですが、累計302枚配布されております。周知  
につきましても、配布開始時より本課が毎年度作成しております障がい福祉ハンドブック  
や市の公式ホームページ、また障がいについて理解する研修を市が実施する際にも行って

いるほか、令和5年第4回市議会定例会後に学校等へ、ヘルプマークについての周知ポスター掲示を実施いたしております。

- 7番（小野佳子） 学校等にポスターを、掲示しているとのことでしたが、先日学校に向いた際に、目立つ場所に貼り出しておりましたので、すぐに確認できました。ありがとうございます。

別府市でのヘルプマークの配布は、3年間で302枚の配布とのことですが、配布対象者は、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、また妊婦初期の方など、本当に外見ではなかなか分からない方々です。実際に電車の優先席前に立っていても、席を譲ってもらえなかったといった事例もあり、現在は全都道府県内で導入されていますが、国民全体の認知度は不十分です。ヘルプマークを携帯した当事者からは、なかなか助けるとは言えませんが、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのものですので、国民全体への周知には終わりがありません。導入当初の掲示物も啓発がなければ、貼ってあるポスターも古くなったり外れたり、忘れ去られてしまいます。

交通機関等の事業者への周知もさることながら、市民に向けての周知徹底が必要ではないかと思われませんが、今後の普及啓発の取組をどのように行うか、お伺いいたします。

- 障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

ホームページ上では、制度開始時より周知を行っております。配布開始後に、市内の各施設に啓発ポスターの掲示も依頼しております。

また、市報による周知ですが、市報べつぷ2020年10月号において、ヘルプマークの意味や対象者、交付場所、交付方法について掲載し、実施いたしております。今後も継続して、ヘルプマークやヘルプカードの理解・周知に関しまして、市報において再度周知を行うとともに、あらゆる機会を通じて実施してまいります。

- 7番（小野佳子） ありがとうございます。市報において再度周知を行うとともに、あらゆる機会を通じて実施していただけると御答弁いただきました。ありがとうございます。

市報掲載は、大分県がヘルプマークを導入し、配布を始めた2020年10月の月のみとのことでした。毎年100名の方々が申請をして、思いやりの心を求めています。以前の新聞記事に、膝の悪い方が、カラオケやスケッチが大好きで、毎日のように出かけ、バスや電車で空席に座ることができるというと思いながら、毎回とはいかない状況の中、ある日、その方が持っていたヘルプマークを見た若い人から声をかけていただき、涙が出るほどうれしくて、ほっとして、感謝の気持ちがいっぱいでしたと述べておりました。

大分県障害者社会参加推進室のホームページには、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合、1つ、電車・バスの中で、席をお譲りください。2つ、駅や商業施設等で声をかけるなどの配慮をお願いします。3つ、災害時は、安全に避難をするための支援をお願いします。困っているようであれば声をかける等、思いやりの行動をお願いしますと明記をされております。市としても障がいについて理解する研修での周知をされているとのことでしたが、あらゆる機会を通じての周知の継続はとても重要と感じます。配布している側としては、継続しての周知啓発は責務と考えます。

そこでお尋ねをいたします。ヘルプマークやヘルプカードを交付する場所を、出張所などにも拡充できれば、より身近で入手できますし、ヘルプマークを受け取りやすくなるのは、障がいのある方や家族にとっては安心につながり、周知も広がっていくと思いますが、検討していただくことはできないでしょうか、市のお考えをお伺いします。

- 障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

ヘルプマークの配布につきましては、現在障害福祉課、介護保険課、健康推進課で配布いたしております。また、大分県障害者社会参加推進室においては、郵送による配布も行っておりますので、自宅において受け取ることが可能でございます。

ヘルプカードにつきましては、大分県のホームページに印刷用のテンプレートがあり、印刷して書き込むことで利用することが可能でございますので、御活用いただきたいと思っております。

- 7番（小野佳子） ヘルプマーク認知向上へ、駅へのポスター掲示などの働きかけに対して、国土交通省は障がいのある方が鉄道を利用しやすい環境の整備に全力で努めるとの記事も載っております。国ができること、県ができること、そして身近な行政ができることはそれぞれですが、先ほど市報の掲載とありましたが、別府市のLINE公式アカウントへの定期的な配信、バス業者、商業施設への普及啓発の働きかけも積極的にお願いをして、この質問を終わります。よろしく申し上げます。

では、最後の質問になります。公園の利用促進についてです。

公園は市の風格づくりやイメージアップ、観光振興などに資するものであり、市の印象や個性を表す市の顔としての役割があります。また、公園はレクリエーション、コミュニケーションの場所であり、健康促進、子育て支援、地域経済の活性化、文化の継承などの市民活動の場として活用されております。

今年も市制100周年を記念して、別府公園の広大な敷地を使用して、春茶会も開催されます。また、緑の木々や花などの自然を育てる場所でもあり、大きな地震などの災害が起きた場合には避難する場所にもなり、私たちの生活に、中でかけがえのない重要な施設であります。コロナも5類になり、イベントや旅行、家族や仲間、友人と外出する機会が急激に増えてきた中で、公園の利用の割合も大きくなってきております。

そこでお尋ねをいたします。別府市における公園の現状や概要について御説明をお願いします。

- 公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

現在、公園緑地課では176の都市公園とちびっこ広場を管理しております。市を代表する別府公園や、ドッグランや遊具が充実している鉄輪地獄地帯公園、お祭りなどのイベントで活用されているヶ浜公園、スポーツ公園としての実相寺中央公園など、多様な公園を市内各所に配置しております。

- 7番（小野佳子） ありがとうございます。現在、北石垣公園の遊具更新のための工事が入っております。複合遊具24を有する公園が完成間近で、私も楽しみで仕方ないのですが、その中、公園利用促進の取組の観点から、今年度公園利用実態調査を実施されたようですが、その目的や調査方法について説明をお願いします。

- 公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

今年度実施した公園利用実態調査は、公園へのニーズを多様な視点から把握することを目的とし、実施いたしました。また、ふだん公園に行かない人にどうすれば来園者となってもらえるかということも探ることを目的としておりましたので、幅広い層の方を対象としたアンケート方式で実施いたしました。

- 7番（小野佳子） 公園利用者を増やすために、市民の公園へのニーズなどを調べるのは、とても重要な作業だと感じます。その調査結果はどのようなものだったのでしょうか。また、ふだん公園に行かない人が公園に何を求めている、何がどうなったら公園利用者となるのか、その辺りも把握できていれば御説明願います。

- 公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

今年度実施したアンケートは、小中高校に通う児童生徒、また、幼稚園や保育園に通わせている保護者、大学生や一般の方までの約2万9,000人を対象に実施いたしました。そのうち約8,300人の方々から得られた有効回答を基に、公園が日常の中でどのような場所となっているのか、また、公園へのニーズなどを確認いたしました。

約半数以上の方が、月に1回以上は公園に訪れており、小学生にあっては約50%の児

童が週に1回以上は公園を利用しているということが分かりました。公園別で見ると、別府公園と鉄輪地獄地帯公園を利用している方が非常に多く、特に別府公園については全世代を通して最も利用している公園ということが分かりました。

次に、公園利用目的としましては、遊び場としての利用をはじめ、健康増進のための運動や散歩、花見や散策、憩いの場としての利用など、多種多様な使い方をいただいていることが分かりました。

現在、公園をあまり利用していない方々のニーズとしましては、さらなる遊具の充実や、駐車場の整備や、広い芝生広場の配置、便益施設の設置などがあり、また、しっかりとした防犯対策を講じてほしいとの意見もございました。

- 7番（小野佳子） 今回の実態調査を見て、利用する公園が主な公園にとどまっているように見受けられました。別府市には素晴らしい公園があるにもかかわらず、別府公園や鉄輪地獄地帯公園に集中しているのは、やはり公園の情報不足ではないかと感じております。

公園に求める理由として、安全・安心な空間が19%、心身のリフレッシュとスポーツをする場の確保が16%、子どもの遊び場が14%でした。安全・安心な空間、心身のリフレッシュが主であるように、公園における役割は、孤立を防ぎ、子育てのパパやママにとっても大切な場所です。

昨日、森議員も子どもの遊び場についての質問をしていました。私が幼少の頃は毎日公園に行き、暗くなるまでドッジボールや縄跳び、ゴム跳び、鬼ごっこ、日々友達と遊んでいました。その当時、塾に通うのは、皆さんも同じだったかと思うんですが、そろばん、習字が主でしたので、塾通いはほとんどなかったです。今は地域の公園で遊ぶ子どもを見ることがなく、寂しく感じております。もっと市民に公園の魅力を紹介する必要があると感じております。

そこでお尋ねをいたします。実態調査の目的に、ふだん公園に行かない人に、どうすれば来園者になってもらえるかを知るとありましたが、実態調査の結果を踏まえて、別府市においては現在行っている取組や、今後行っていく取組があれば教えてください。

- 公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

公園は、道路や水道などのインフラ施設と違って、利用者の方々が公園や公園施設を使うことで、その存在価値が発揮されると認識しております。このため、現在までの取組としましては、一部の公園で夏休み期間の花火使用の解禁や、トイレの便器の洋便器化、アーバンスポーツ施設の整備、古くなった遊具の更新、全てのトイレにトイレトーパーを配置するなど、日常利用しやすい環境を整えることなどを進めております。

今後の取組といたしましては、引き続きニーズのあった内容について、ハード・ソフトの両面から環境を整えていきたいと考えております。

- 7番（小野佳子） 花火使用の解禁も注目を集めておりましたが、去年は花火の利用方法や片づけ等も特に問題がなく、マナーを守って公園を使っていたと伺いました。別府市にはいろいろな公園があり、様々な利用の仕方ができ、魅力的な公園がたくさんありますが、より市民に公園の情報を発信する公園ガイドブックの作成はできないでしょうか。公園の魅力だけではなく、利用者目線のお勧めポイントや、実際に利用している方々からの質問、例えば公園のマナー、広場やベンチ、トイレ設置状況だったり、特徴、地域別、利用目的別に分かりやすく市民に紹介できるガイドブックがあれば、公園に出かけるきっかけをつくることができると思います。ボール遊びができる公園、広場の情報が一目で分かるガイドブックがあれば、子育て支援にも大いに役立ちます。

また、駐車場の案内は重要なポイントとなります。全国で見れば、堺市北区では、北区に住む子育て世代の方々と協力をして、公園の魅力だけではなく、利用者目線のお勧めスポット等分かりやすくつくられております。昨年末には、隣の大分市が公園利用の促進に

向けて公園お出かけガイドブックを作成し、公共施設での無料配布を行っております。拝見しましたが、利用目的一覧には、駐車場、大型遊具、バリアフリーのあるトイレ、健康遊具、桜がきれい等細やかな情報を発信しております。また、Q&Aでの公園に関する質問等も載せており、とても魅力的で、全公園を制覇したくなる見やすいガイドブックとなっております。

別府市においても、市民の皆様が利用したくなるガイドブックの作成をお願いしたいと考えますが、本市のお考えをお伺いします。

○公園緑地課長（橋本和久） お答えいたします。

過去にガイドブックについては作成していた時期があったようですが、現在の形での市内の公園を案内するガイドブックは現在ございません。整備を進めている公園もございますので、まずはホームページ等を活用して公園の情報の入ったマップの作成から検討したいと考えております。

○7番（小野佳子） ありがとうございます。ホームページでの公園マップの作成等、前向きな御答弁でした。

北石垣公園の遊具更新や新図書館の建設もあり、ますます別府市の公園利用促進に力を入れていただきたいと思っております。若い世代はスマホで検索しての利用もあるかと思いますが、紙ベースで見る市内の公園情報は、特に子育て世代には便利であり、最も必要なアイテムかもしれません。公園デビューというぐらい、子どもと行く公園は特別な場所で、親子共々心身ともにリフレッシュいたします。特に働くママにとっては、時間をやりくりしながら、子どもとの時間をつくる場所に公園を選んでもらうことはとても大切です。

我が家も共働きでしたが、公園デビューの日は今もしっかりと覚えております。その手助けとなるガイドブック作成を、今後、市内の公園整備完了時にはぜひ検討していただくことを切にお願いして、私の質問を終わります。

○18番（吉富英三郎） もうすぐ自分の番が来るなどと思って目をつぶっておりましたら、心臓がどきどきしまして、いや、やはり小野佳子議員や昨日の松川章三議員以上に、私はもう本当小心者だなとつくづく思ってるわけであります。

去年の第3回定例議会のときに、泉議員に、私は、中央小学校の問題を取り上げたいと申し上げました。そうですかという答えしか返ってきませんでした。第4回定例議会、昨年12月のときにも、泉議員に、この中央小学校の問題をやりたいんだと言いましたところ、ぜひやってください、また液状化現象のことなども話してくれるとありがたいですねというお言葉をいただきましたので、すぐに実は議会事務局の調査係をお願いをしまして、この当時の北小学校が現在地の別府中央小学校に移転する問題等を調べていただきました。ここにその書類があります。昭和56年度から昭和59年度の当時の議員さんの一般質問、その中でどのような経緯があって、当時の北小学校が今の別府中央小学校の地点に移ったのかという問題。

なぜこれを調べたかといいますと、私としてはこの移転問題の中に、災害対策というものが入っているかどうかというものが調べたかったというのが一点であります。昭和60年の2月に今の小学校が立ち上がっておりますので、昭和56年度から昭和59年度の3月のときまでの第1回定例議会まで、約三十数名の議員さんがこの問題を取り上げておりました。その中では、津波の問題や埋立地でやはり心配であるという問題も何回かは取り上げているところがありました。

さらに言えば、当時の北小学校を分けて、今の野口小学校とか、今ある南小学校のほうにでも配置替えすれば、当時の学校を移転しなくてもいいんじゃないかというような話もありました。

そういう中で、これをなぜ私が前振りと言うかといいますと、決して1月1日のあの能

登の大震災があったから、私がこの問題を取り上げているわけではないということであり  
ます。私は平成 18 年と平成 20 年のときにもこの問題を取り上げております。平成 20 年  
の第 1 回定例議会のときには、もう決定してたという事実があるわけなんですけども、そ  
ういうことがあって、私としては、どうしてもやはり今の別府中央小学校というものがあ  
の地でいいのかというのが心配でたまりません。

そこで、質問通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。

まず初めに、教育委員会として、この中央小学校にはどのような災害があると考えてい  
るのか、御質問いたします。

○学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

別府中央小学校におきましては、火事、地震、高潮、津波、不審者侵入による災害を想  
定して訓練を実施しております。

○18 番（吉富英三郎） 今、火事、地震、津波等の災害があるというふうに考えているとい  
うことであります。火事とか、そういう部分であれば問題はないし、大きな地震でなけ  
ればそう心配することありませんが、やはり津波ということになると、どうしても最近の  
大きな震災を見ると、心配になってたまりません。大分県を含む、この各、名古屋から宮  
崎にかけての東南海地震というものはずっとこの 10 年以降言われております。この南海  
トラフの巨大地震の発生時、別府市は最大でどれぐらいの震度、そして津波はどれぐらい  
の高さを想定しているのかをお答えください。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

南海トラフ巨大地震が発生した場合、震源での地震の規模はマグニチュード 9 クラス、  
別府市での想定震度は 5 強、最大津波高は北的ヶ浜で 4.61 メートル、あと 1 メートルの  
波高が到達する時間は 85 分後、最大津波が到達する時間は 108 分後と想定されております。

○18 番（吉富英三郎） なるほど、5 強の地震が、津波としては最大で 4.6 メートルという  
ことを予想されているということでもあります。

では、最も恐ろしいと自分が思っております中央構造線断層による巨大地震の発生の場合、  
同じように震度はどれぐらいで、津波の高さはどれぐらいになるのでしょうか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

中央構造線断層帯の別府湾活断層で地震が発生した場合、震源での地震の規模はマグニ  
チュード 7 クラス、別府市での想定震度は 7、最大津波高は北的ヶ浜で 5.42 メートル、1  
メートル波高到達時間は 24 分後、最大津波高到達時間は 40 分後とされております。

○18 番（吉富英三郎） なるほど、最大震度で 7、津波としては最大で 5.4 メートルほどの  
津波が来るということだそうですね。

では、中央小学校のことについてお伺いしますが、中央小学校の海拔というのは何メー  
トルでしょうか。

○学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

別府市防災マップによりますと、海拔 3.6 メートルでございます。

○18 番（吉富英三郎） 今お答えいただいたように、3.6 メートルの海拔であるということ  
になると、中央構造線の断層による地震、または南海巨大トラフの地震においても、グラ  
ウンド等はやはり津波が来るということが、波が来るといふふうに考えていいのではない  
かと思っております。

では、津波といいますか、最大数値で考えると、中央小学校のグラウンドは水浸しにな  
るといふことで理解していいのか、お答えください。

○学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

今の想定でいきますと、中央小学校のグラウンドにも津波がやってくると、水浸しにな  
るといふことが想定されております。

○18番（吉富英三郎） 南海トラフであれば、大体85分ぐらいで最初の津波だと。そして2回目で、最大の津波というのは108分後ぐらいであるというふうに先ほど答弁もいただきました。中央構造線の場合においては、最初の津波は24分後、そして最大の津波は40分後に来るということになります。子どもたちが避難するのにどれぐらいの時間がかかるかわかりませんが、最悪時の想定をすれば、子どもたちは、もしかしたら足元の不安定なところを避難することになるということもあり得る、そういうふうに考えております。

では、避難訓練はどのような訓練を子どもたちに対して行っているのかをお答えください。

○学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

かつては、校舎屋上へ避難するということをしてはいましたが、現在は、今いる危険な場所から遠くの安全な場所である別府公園へ避難するという形を取っております。

また、避難後には、保護者への引渡し訓練等も併せて行っております。

○18番（吉富英三郎） では、訓練の実施頻度、そして訓練規模、これは災害規模別の訓練をしているのかどうかという話。さらには災害種別、そういう部分での避難訓練というのは行っているのかどうかを教えてください。

○学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

毎年、不審者からの避難訓練を1回、火災避難訓練を1回、地震が発生し、津波警報が発令されたことと併せて、火災も発生したことを想定しての避難訓練を1回、合計3回の避難訓練を実施しております。

避難場所といたしましては、地震、津波の場合は別府公園、火災の場合は別府中央小学校グラウンド、不審者の場合は、様々な状況が想定されるため、避難場所の特定はしておりません。

○18番（吉富英三郎） 今、津波の場合においては、やはり高台に逃げることから、中央小学校の場合は別府公園のほうに避難をするという御答弁でありました。

では、お伺いします。避難場所までの別府公園までの距離というのは大体どれぐらいあるのか、併せて子どもたちの避難にどれぐらいの時間がかかるかを想定しておりますか、質問いたします。

○学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

別府公園までの距離はおおよそ1,500メートルでございます。

また、令和5年5月に実施した避難訓練で、避難に要した時間はおよそ24分でありました。

○18番（吉富英三郎） 避難訓練では、別府公園までの距離は1,500メートル、そして避難には24分かかったと、今御答弁がありました。

ということは、いろいろな部分で、災害によっては時間がやはり変わってくると思えますね。そういう中で、基本的には別府公園のほうに避難するというのは、今御答弁いただきましたが、災害種別、もしくは大雨が降ったときにも逃げなければいけない、例えば大きな地震が来たときが、避難訓練をしているような天気がいい日ではないということ。やはり、もしかしたら大きな地震が来て津波が来るということで、避難するけども、そのときには大雨が降ってるかもしれない。もしくは冬場で寒い中で鶴見おろしの風が吹いている、そういう中で子どもたちを別府公園のほうに連れていかなければならない。いろいろと距離があるんですけど、子どもたちの避難する距離に対するその時間の算定というのは、どういう計算方法をしているのか教えてください。

○学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

市町村における津波避難計画策定指針においては、一般の歩行速度は毎秒1メートルを目安とし、歩行困難者、身体障がい者、乳幼児、重病人等の要配慮者では、さらに歩行速

度が低下することを考慮する必要があると示されております。

これらの値を一つの目安としながら、それぞれの地域で確認を行うなど、実情に合った歩行速度を設定することが必要となります。仮に、この速度で海拔 10 メートル以上に避難すると計算しますと、海岸部からの距離はおおむね 500 メートルとなり、一般の方で約 9 分、要配慮者の方で約 18 分の時間を要することになります。

別府中央小学校では、海拔 10 メートル地点である日豊線高架下まで 10 分以内で到達できるように、避難訓練を実施しております。

- 18 番（吉富英三郎） 今、大体 10 分ぐらいかけて、高架下ぐらいまでは行くんだという話ですね。だけど、先ほどちょっと言ったように、いつも天気がいいとか、そういうときだけではないので、本当に津波が来たときの避難ということは、そういうことはやっぱりできないんじゃないかというふうに思っています。

これは国交省のデータでありますけども、大体、徒歩での避難速度というのは、全歩行者平均で 1 時間 2.24 キロ、1 時間ですね。歩行速度の遅い同行者がいる場合は、1 時間で平均 1.66 キロ。ところが、東日本大震災のときには幹線道路の渋滞、道路液状化、道路の陥没、破損、ブロック塀の倒壊、マンホールの隆起、停電による信号機能停止などの事案が発生しているので、実際は避難に想定以上の時間や避難経路に危険が及ぶ可能性があるというふうに出ております。

ですから、避難をするにおいては、その状況において常に判断をしていかなければならない。ですから、いろいろな部分の想定というものを考えた避難訓練というものをね、これから先もしていかなければならないし、ある程度大きな津波が来たとしたときに、日豊線高架下まで約 10 分そこそこで行くということではありますけども、それも 10 号線を普通どおり渡れたと。道がちゃんとしていたという想定の下ですから、倍の時間はゆうにかかるというふうに考えるのが普通、私なんか防災士持ってますけど、長年、消防団員を 30 年以上してきましたけど、そういう中でね、やっぱり災害のときに出たときの自分の、感覚としては、机上の中での時間とか、実際訓練をした、天気のいい日の訓練とかいうものでは本当はまずいんじゃないかなと。特に、この別府中央小学校というのは海岸線にあるわけですから、10 号線をまたいだところにあるということのを特に考えて、これから先の避難訓練にはいろいろと配慮したことを考えてやっていただければと、このように思っております。

では、次に、この避難場所、今のところでは別府公園、先ほど言いました、大雨が降っている中の避難をどうするのかとか、鶴見おろしの寒い冬場だったら、別府公園でいいのかということもいろいろあると思うわけです。また災害の規模とかにもよって避難場所は変わってくると思いますけども、避難場所への避難ができなかった場合の代替ルート、そういうものとか、ほかの避難場所というものは計画の中に入っているのでしょうか。

- 学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

保護者への引渡し場所として別府公園を選定しているため、基本的には天候にかかわらず、別府公園へ避難することを想定しております。気象状況等によっては、市役所や津波避難ビル等への避難など、より高所で安全な場所に変更し、対応することも想定していますが、長時間の避難ではなく、あくまでも一時的な避難のため、一応想定はしているんですけども、マニュアル等は準備しておりません。

また、引渡し場所の変更の際には、保護者への一斉連絡が可能な LINE 連絡網等を活用して、保護者への周知を行っていかうと考えております。

- 18 番（吉富英三郎） いろいろな災害に応じて、子どもの命を守るためには臨機応変にその辺のところは考えなければいけない。ですから、例えば津波避難ビルとされているのは、別府の北浜のデパートも入っておりますし、APU の PLAZA OITA も一番距離が

近く高いビルでありますし、そこも避難ができるかもしれません。ですから、そういうところに対しても、常日頃から、教育委員会としてはコンタクトをちゃんと取って、災害によって、こういう災害のときには申し訳ありませんがおたくのほうに避難させてもらいますというようなことも、常にそういう情報交換というものは、教育委員会としてはしていかなければならないと思っておりますが、この辺のところの対応はどうなっているでしょうか。

○学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

10年以上前は、隣のAPUの施設、当時は国際交流会館と言われる建物であったと思いますが、APU施設への避難訓練を行っておりましたが、特にコロナ以降の避難の要請はしていないということを知っております。ただ、今議員がおっしゃいましたように、そういった近隣施設、避難ビル等への避難等につきましては、日頃から学校とその施設等で十分連携を取り合って、いざというときに対応できるようにしておく必要があるというふうに考えます。

○18番（吉富英三郎） 必要があるということは、最近はしていないという答えになるのかなと思いますので、ぜひとも、これから先はそういう避難できるような場所というのは、学校側がいろんなところに働きかけてでも、避難場所というものを1か所ではなく、いろいろなところ取るべきだと思います。大雨が降るときであれば、旧野口小学校などに子どもが避難してもいいわけですから、そういうところの連携というのはしっかり取るべきだと思いますので、今後ともそういうふうな形でしてもらえればと思います。

では、避難訓練に対して、せっかくです、過去、今までずっと避難訓練をしているということですから、データ等も取っているかと思いますが、それはあるのでしょうか、ないのでしょか。

○学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

避難訓練時のデータにつきましては、避難時間や避難経路等につきまして、過去と比較することも考慮して残しております。実際、国や県が専門家の知見を基にシミュレーションしたデータから見ても、別府中央小学校から別府公園への避難につきましては、十分に避難可能であり、特別な支援が必要な場合、不測の事態が生じた場合でも対応が可能というふうに考えております。

○18番（吉富英三郎） データを取っているということですので、ではそのデータからどのようなことが読み取れるのかを教えてください。

○学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

繰り返しになりますが、実際、国や県が専門家の知見を基にシミュレーションしたデータから見ても、別府公園には十分に避難可能であり、特別な支援が必要な場合や、不測の事態が生じた場合でも対応が可能というふうに考えております。

○18番（吉富英三郎） そういうことではなくて、例えば昔、子どもが400人ぐらい中央小学校に通っていた頃と、今の幼稚園まで入れると260名ほどと伺っておりますけれども、その人数のときであれば時間は短くなったのかとか、いろいろそういうデータがあると思うんですけども、そういうものというのを取ってるのかということです。

○学校教育課参事（宮川久寿） お答えいたします。

学校規模、それから児童の人数、園児の人数等に応じて、過去のデータを踏まえた上で時間とか、あるいは避難経路であるとか、組ませる学年であるとか、そういったものを十分に考慮して避難訓練等を行っておりますし、有事の際にその辺を活用していくように、データの蓄積はしております。そういったところも含めて分析をしております。

○18番（吉富英三郎） 分析をしたのはいいんですが、どのようなデータが出てくるのかというのが分からないわけですね。それはもう、いいです。もうなるべく早めに私の次の方に

渡したいと思っております。

データをしっかり取っていただければ、子どもを避難させる方法、そして今おっしゃったように、何年生と何年生を組み合わせる避難させたほうが早いとか遅いとか、そういうものも出てくると思いますが、これから先はせつかくデータ、時間等を取っているというのであれば、そういう部分もしっかりと考えた避難訓練というものをやはりつくっていただければと、このように思っております。

では、この次に防災のほうに伺うことになると思うんですけども、あそこは埋立地ですね、ですから、一番大きな地震で心配になるのが液状化現象ということになるかと思っております。この液状化現象にも幾つかのまた種類がありますが、最も恐ろしいと、私自身はそう思っているんです。この液状化現象に合わせて起こります側方流動というものがあると思っております。この2つについて説明をしてください。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

海岸部で地震が発生しますと、各地で液状化現象の発生が見られます。液状化現象とは、地震が発生した際に、地下水位の高い砂地盤が振動によって液体状になる現象のことです。

液状化現象では、地盤の上にある構造物の沈下や転倒、浮き上がり、地盤の沈下、側方流動が見られます。側方流動とは、地盤が水平方向に移動する現象で、地盤が表面の傾斜に沿って移動するタイプと、地震の揺れ及び地盤の液状化で護岸が移動し、背後の地盤が移動するタイプがあります。

○18番（吉富英三郎） 今説明がありましたように、液状化現象においてはやはり、砂地のところから水が浮き上がってくるというような状態、また側方流動というのは、建物とか物自体が横にとり、移動していくということですね。これはなぜかということ、同じグラウンドの土地の上であれば揺れる周波数は一緒ですけども、埋立地等で、もともとあった土地と埋め立てたところでくっつけただけのものにおいては、揺れる周波数が違うから、揺れれば揺れるほどだんだんと離れていく。これが起こった場合は、幾ら中央小学校に何百本のくいを打って上を建てていますと。だから地震でも安全ですと言ったとしても、建物自体のくいは折れてしまい、実際、建物も傾くということも考えられます。

やはり、こういう危険な場所に、私はいつまでも中央小学校があつていいのかというふうに考えるわけですね。やはり、子どもたちの命を預かる、そして子どもたちを日々育んでいる教育委員会として、中央小学校がこの場所にあつて、今までもこれからもあつていいとお思いでしょうか。これは教育長にお伺いします。

○教育長（寺岡悌二） お答えいたします。

野口小学校と北小学校の学校統合につきましては、様々な議論を経てリスクも考えながら、現状地に決定したと聞いております。また東日本大震災の後、今議会等でも議員の皆さんから、移転についての問題が俎上に上がったということもございました。大震災の3年後に、国のほうから学校施設の整備、指針が出まして、海辺に設置している学校については、避難経路の確保を徹底して、しかも訓練をなささいというような、そういう方向でございました。

今、議員さんおっしゃいますように、別府中央小学校は本当に海辺にございます。また、南小学校も亀川小学校も同じような状況でございますけれども、リスクがあるような、近くには本当にそういうものはないのが一番好ましいと思っております。ただ、東日本大震災で、石巻市の大川小学校に津波の悲劇、また一方釜石市の津波、ああいうような本当忘れてはならない教訓がございますので、議員さんが御指摘した件につきましては、今の段階では子どもたち一人一人が自助の力、自分の命は自分で守るんだという、そのためにはどういふふうに行動すべきなのかという、教育を今の時点では徹底してしなければいけないと考えているところでございます。

また、そんなあらゆる現状でそういう状況になれば、より少しでも高台のほうに移転すべきということを、平成23年度の答弁に市のほうもしているような経緯もございますけれども、またそのときはまた考えなければいけない状況になるのかなというふうに思っていますが、今の段階では子どもの命を最優先にした避難訓練を徹底していきたいと考えているところでございます。

- 18番（吉富英三郎） 当時、教育長はまだその場に座っていなかったわけでありますのでね、移転とか、統廃合問題のときにどういうやり取りがこの場であったかということにおいては、直接的なことは分からないと思います。私がお先ほど冒頭で申し上げました平成18年と平成20年に統廃合の問題があるので、これはチャンスだと、別府の発展のためにも、これは野口のほうに移すべきだということを、災害のことも含めて質問をいたしました。ですからここからは、市長のほうに質問を振らなければならないと思います。

当時、平成20年のときに私が今言った液状化現象、側方流動、こういうものが起こった場合に、当時は北小学校という名前でしたけど、この北小学校をせっきやく統廃合するというのであれば、野口に移すべきじゃないか、当時の子どもの数も含めても、野口小学校で十分じゃないかというような話をさせていただきました。そのとき、当時の市長が答弁してるんです。私が今、政治的判断で方向転換をするということは、ちょっと今時期的に難しいという状況にあります。当時、市長はそういうふうに答えてる。それはなぜかという、もう統廃合の検討委員会の中で結審されて、野口ではなく、北小学校を残しますよと、名前も別府中央小学校ということに決定したわけです。だから、もう市長としては、この決定を政治的判断で覆すことはできないんだというふうに、当時答弁されてます。これ平成20年です。

ところが、3年後の平成23年の3月11日午後14時46分、東北、太平洋側で大きな大震災があって、皆さん方もリアルタイムで津波の怖さ、そして災害の大きさというものを目の当たりにしていると思います。私、平成20年のときの第1回、3月定例会ですから、このときはああいう津波のつづもなし。皆さんがそういうふうに悠長に構えて、私は平成20年の第1回定例会のときに、こういうこともあるから、学校は、せっきやくのチャンスなんで野口にしたほうがいいんじゃないですかと言ったんですけども、だから私は残念だったのは、野口と当時の北小学校の統廃合問題が、平成23年度のときから、そういう会議が始まってたら、少なくとも教育委員会としても、私は海岸線にある学校よりは、旧野口小学校のほうに学校を持っていくべきだという声が多分大きく出てたと思います。

このことを考えると、行政が、市長サイド、何年先にあるかはそれは分かりませんが、市民の安全・安心、特に未来を担う子どもたちの安全というものを考えたときには、私はこの別府中央小学校というのがあの海岸線にあるのは、私はいかがなものかと今でも思っております。できたら市長の今のお考えを、もしあればお答えください。

- 市長（長野恭紘） お答えします。

私は当時、野口と北の統合の検討委員会の委員でありました。その当時は本当に様々な議論がなされて、本当にけんかになるような場面もやはりあって、本当に皆さん方の思いというのがそれぞれに交錯した上で、結論としては、たしか当時は投票になったんじゃないかなというふうに記憶してありますが、北のほうに統合ということになりました。名前は変わりましたが。

私も当時様々な複雑な思いがありましたけれども、そういう議論の中で決定したこと、当時の浜田市長も、そういう中で政治的に自分がそれを動かすことはできないという判断だったと思います。平成23年のその発言も、私も議事録で調べております。そのときの浜田市長の発言も覚えています。そのときの状況というのは、やはり発生直後で、今でもそうですけど変わりませんが、津波の恐ろしさというものが改めて本当に浮き彫りになっ

たということだと思います。

気持ちの上では、当然できれば学校は津波がたとえ起こったとしても届かない高台のほうにという気持ちとしては、それは当然皆が共通の思いだというふうに思いますが、現状においても、やはり今できることは何かと考えれば、先ほどより答弁をさせていただいているように、子どもたちがそういう場合を想定をして、学校と地域と一体となって、しっかりそういう場合に備えると。議員もおっしゃっておられましたけれども、あらゆる場面を想定をして、まずは命が助かると、そういう状況をいかにつくっていくかということ、本当にシミュレーションすることだというふうに思っております。

気持ちの上では、気持ちは当然ありますけれども、現状できることをしっかりやって、今後どういう議論がまた起こるかということはしっかりと見極めていかなければいけないというふうに思っております。

- 18番(吉富英三郎) 学校の移転というと、大変難しい問題であります。やはりそこに通わせる保護者の方々の考え等もありますから難しいんですけど、私が考える部分では、例えばですよ、行政側が、あの場所は災害時やはり危ないと。だから、5年をめどに移転をするとか、そういうふうな答えを出せば、今の通ってるお子さんもそうですけども、これから先学校に通わせるという保護者の人たちも、あ、5年後から行くことになるんだっていうような意識づけができれば、私はもう急にぽっと変えるというのではなく、やはり時間をある程度かけた中で説明をしていけば、私は保護者の方々も、そんなに迷うというか、そういう大きな問題にはならないと、このように思っておりますので、ぜひとも行政側、市長のほうも、あの土地を今後どうするのかということも含めて、もともとあれはイベントのために買い戻してくれと言って、大阪開発から、当時の売ったお金の倍のお金で買い戻したところですかね。そして買い戻した途端に、今度は北浜のほうの経済界の人たちが小学校を移転して、あの地に動かしてくれと。そしてあそこにデパート等持ってきて、一つの大きな経済が生まれるようにしてくれというふうな、急にとんとん拍子で話がいったところですよ。裏に何かあったかはそれは分かりませんが、そういうふうな問題があった。経済活動するための土地であったということまで考えたら、やはりあの土地、経済活動等に使ったほうが私はよっぽどいいんじゃないかなと、このように思っております。

時間がありません。なるべく次の方に早く渡そうと思っておりますので、どんどん行きたいと思っております。

では、次に小中学校体育館の耐震化について、現在耐震化の進捗状況をお知らせください。

- 教育政策課長(森本悦子) お答えいたします。

別府市立小中学校体育館の耐震化につきましては、全ての体育館で耐震化を行っております。具体的には昭和56年6月以降に新耐震基準で新築された体育館は、小学校7校、中学校4校でございます。旧耐震基準である昭和56年5月以前に建築をされました体育館が、小学校7校と中学校2校ございましたが、平成19年度から平成26年度にかけて、全て耐震化工事を完了しております。

- 18番(吉富英三郎) 全て耐震化工事ができているということで、安心して地域住民の方々は近くの小中学校に避難することができるということでもありますので、大変ありがたいということでもありますけども、私は町内の自治会に入ってる人なんですけど、中須賀ですから春木川小学校区ですけど、春木川小学校の体育館には災害があったときに避難できないんですよ、中部地区公民館ですよというようなことを言う方がいたんです。自治会の役員さんですよ。ですから、え、そんなことはないでしょうという話もしたんですが、そこに何か違いが出ているように思うんですけど、これは一体何が原因なんだろうかと。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

自分自身が有事の際にどこに避難すべきか知っていただくことは、自分と大切な人の命を守ることに繋がります。災害がいつ発生しても対応できるように、自分のこととして捉えていただくことが重要と考えており、避難所については、別府市防災マップ、市公式ホームページ等で周知に努めておりますが、今後も引き続き周知方法を検討しながら、周知に努めてまいります。

○18番（吉富英三郎） 災害の種別によって違うということだそうですので、それはやはり周知徹底というものが市民にできていないからだと、そのように思っております。ぜひとも、これから先そういう周知徹底できるようなことを何か考えていただいて、防災局の皆さん方も、こういう災害のときにはこちらのほうに避難してくださいということが分かりやすい、そういうものを何か考えていただければ大変ありがたいと思っております。

では続きまして、社会資本としての学校施設の有効利用というところで、教育委員会のほうにお伺いいたしますけれども、今各体育等、いろいろと学校を使っていると、地域の方々も。どのような有効利用をされているのか教えてください。

○教育政策課長（森本悦子） お答えいたします。

別府市立学校施設の開放に関する規則では、学校教育に支障のない範囲で、児童生徒その他一般市民の使用のために学校施設を開放することができると定めております。現在、市立学校施設は、社会体育など地域住民への開放をはじめ、地域の避難訓練、それから有事の際の避難場所として活用しております。

○18番（吉富英三郎） ぜひ、地域のための有効利用でありますから、やはり社会資本としての有効利用ということになれば、施設のメンテナンス、やはり施設がこういうところが悪からよくしておくというようなことをしながら、施設のマネジメントをしっかりと行った中で、地域の方々が喜んでとまでは言いませんけれども、使いやすい、そういうふうには、今後教育委員会としてはやっていただければと、このように思っております。

それでは最後に、幼稚園の統合ビジョンについてを質問させていただきたい、このように思っております。

まず最初に、この就学前教育・保育ビジョンというものがどのような経緯で策定されたのかということをごちゃとだけ教えていただければ。

○次長兼子育て支援課長（中西郁夫） お答えいたします。

就学前教育・保育の在り方については、これまで令和2年から令和3年にかけて、学識者や幼児教育・保育施設の代表、保護者の方などを委員とした協議会において回を重ねてしっかりと議論をしていただきました。

また、協議会の議論については公表しております。その協議会からの報告書を具体化するために作成したものがビジョンでございます。

○18番（吉富英三郎） ビジョンは大変素晴らしいものであるし、確かにそのとおりでなというふうには考えておりますが、じゃあ園児の適正人数、これを教えてほしいんですけども、大体どれぐらいが1園での適正人数になってるんでしょう。

○学校教育課参事（時松哲也） お答えいたします。

文部科学省が定める幼稚園設置基準では、1学級の幼児数は35人以下を原則としており、平成23年度文部科学省委託「幼児教育集団の形成の過程と協同性の育ちに関する研究」では、「四・五歳児では21名以上30人くらいの集団が適切」と示されております。令和2年から3年にかけて「別府市就学前の子どもに関する教育等協議会」が行われ、その中においても、これら知見等を踏まえ、5歳児の適正園児数について議論が行われました。

委員からは、子どもたちの育ちの観点から「1学級20人から30人であると、友達から様々な影響や刺激を受けることができやすい」「3つ以上のグループ編成ができることが望ま

しい」等の意見が出され、5歳児の適正な児童数は、園児数は「1学級当たり20人から30人」「1園当たりの学級数は複数、最低でも2学級がよい」と結論づけられました。

本ビジョンにおきましても、幼稚園設置基準や文部科学省委託研究、協議会報告書を踏まえ、適正人数を示しておるところでございます。

- 18番（吉富英三郎） 適正人数というものは、今おっしゃったとおりだと思います。ではお伺いします。子どもたちが、今グループをつくってどうのこうのって話がありました。大体最低人数的なグループというのは、何名ぐらいでグループをつくっているのでしょうか。

- 学校教育課参事（時松哲也） お答えいたします。

いわゆる園児が活動する最小単位は、5人程度というふうに言われております。その理由ですけれども、幼稚園設置基準や委託研究の知見を踏まえた協議会での議論等を総合的に勘案し、1学級の上限をまず30人としておるところでございます。31人となれば、15人、16人の2学級となります。15人になりますと、1学級5人程度のグループが3つ編成できます。5人程度のグループが3つ以上あることで、集団保育の教育的効果を高めることができるかとされておりますので、活動する単位は5人程度と言われるのは、こうした考え方によるものでございます。

- 18番（吉富英三郎） そうですね、子どもの最低グループとしてはやはり5人ぐらいが必要だということだそうですね。

ここに、大分市立幼稚園、保育所等のビジョンがあります。これは大分市から私がもらってきて、この中身は今も変わりはないのかと友達の大分市民に尋ねたら、変わっていませんという話でした。ビジョンは、別府市がつくったビジョンとほとんど内容変わりません。やはりこれからの子どもたちの数が少なくなる、そして、幼稚園、保育所、どんどん古くなる。ですからそういう部分では数を、幼稚園の数を、やはり統廃合していかなければならないんだということで、ビジョンとしてはほとんど別府市と変わりません。

ただ一つ違うところが、この市立幼稚園の休園や統廃合基準のポイントというのがあります。大分市が考える望ましい集団活動ができる規模は、やはり1学級当たり15人から30人ぐらいだというふうに出ております。ところが、この統廃合においては、入園児の数が10人から14人の場合は、それが3年連続続くと、翌年4月に統廃合します。令和6年からすると、令和6、7、8年と3年間子どもが10人から14人だったら、令和9年には統廃合しますよという話です。そしてその次、5人から9人の場合は、これが2年連続と、翌年4月に統廃合します。要するに令和6年、7年と、子どもが5人から9人だった場合には、令和6、7年ですから令和8年度にこれを統廃合すると。最後、0から4人の場合、この場合は、翌年4月に休園し、翌々年の、要するに4月に統廃合する。ですから、例えば令和6年に子どもが4人しか入園しなかった場合は、その6年度は園を存続させますよと。その代わり、その次の年には一応休園します。そして、その次の年はもう廃園するというふうに、これだけ時間的な幅をやはり持っているんですね。これがやはり保護者のためだと、私は思っております。

やはり、急にとはいませんが、この統廃合ビジョン、園の閉園に関しては降って湧いたように昨年出て、保護者の方からもいろいろな苦情が出た。これはやっぱりこの部分で、市長先ほどちょっと言いましたけどね、やはり今月中にこのビジョンが結審されて、そのとおりにいきますよというような話になってると言いました。だけど、小学校の統廃合のときの問題と同じように、結審されていないからには市長判断で、もう一回教育委員会にこの幼稚園のことを練り直せというだけの、本来は勇気があって私はいいいと思っております。やはり子どものため、こどもまんなか、子どもをこれから育てていくためには必要だということは十分分かりますが、でも子どもを育てるのは、一番大変なのは保護者です

から、保護者の目線に立った、やはり私はこの幼稚園の統廃合というものを進めていただきたい。そのことをお願いし、これから先、教育委員会、市長、どのような話し合いをするのか分かりませんが、ぜひともこのことはもう一度、保護者の立場になって考えていただきたい。でなければ、豊後高田市にみんな子どもたちを持っていかれますよ。そういうふうに心配してなりません。

以上で終わります。

○議長（加藤信康） 休憩いたします。

午前 11 時 46 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○副議長（日名子敦子） 再開いたします。

○16 番（穴井宏二） 16 番、穴井でございます。では、一般質問を行わせていただきます。通告の順番どおり行いますので、よろしく願いいたします。

まず最初に、終末期医療について質問をしたいと思います。

人は誰でも寿命があります。そして人生の最後、終末期を迎えることとなります。そして、その最後の亡くなる場面におきましては様々なケースがございます。老衰、またがんなど病気、そしてまた、不幸にも予期せぬ出来事で亡くなる方など、終末期にはいろいろな状況があります。しかし、いつその時期が来るのか分からないことから、家族を含む周りの方とゆっくりと不動産やお金、そしてまた家、相続について話をする、そのような意思表示が、実際にその場面に接しますと気が動転しまして、できそうでなかなかできない、このような状況が多いのではないかと考えているところでございます。私も経験上そういうふうなことがございました。

そこでまず、終末期の医療の在り方、リビングウィルとも言えるようでございますけども、通常は人工呼吸器など、医師の説明を受けた後に合意書にサインなどして、その後医療に入るわけですが、本人の状態が悪くなって危篤状態に陥ったケースでも、時間的な余裕もなく、結果亡くなった後も、じっくり医療について考えたつもりでも、果たしてあの判断で、また対応でよかったのかと、また本人がそのとおりに望んでいたのかという、自責の念に駆られるケースも出てまいります。

そのような場合に、患者側や、また家族、また近い人も、十分納得して亡くなっても、この治療で悔いはなかったと言えるような終末期医療の在り方、進め方が大事になってくるのではないかと考えております。自分らしく終末期を迎えるためにどのようなことができるのか、取組はどのような取組があるのか、そのようなところから認識をお伺いしたいと思います。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」により、医師等の医療従事者から、適切な情報提供と説明がなされ、それに基づいて医療・ケアを受ける本人が医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本とした上で、人生の最終段階における終末期の医療ケアを進めるように求められています。さらに、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者を含めて本人との話し合いが繰り返しなされることを重要と認識しております。

そのための手段としてACP（アドバンスケアプランニング）人生会議やリビングウィル（人生の最終段階における事前指示書）、エンディングノートなどの取組があります。

○16 番（穴井宏二） 分かりました。今おっしゃっていただいたリビングウィル、人生の最終段階における事前指示書等もあるというふうにお聞きしました。

延命治療とは、病気の回復だけではなくて、延命を目的とした治療と言われておりますけども、延命についての確認は、御家族や周囲の大事な方の意思を尊重するためにも極め

て重要であると思います。また、延命治療が始まるとなかなか中止することは難しいと、私も医師から聞いたことがございます。延命するしないにかかわらず、延命する意味を明確にして、問題点などあれば、事前に確認していくことが大事になってくると思います。

では、人生の最終段階の医療におきましては延命治療が考えられますけれども、具体的に延命治療とはどのような医療のことを言うのか、答弁をお願いします。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

延命治療とは、病状や衰弱が進み治療回復の見込みがなく、死期が迫っている終末期の段階で、心臓マッサージや呼吸のサポートをする気管挿管や人工呼吸器の装着、栄養補給などのための経管栄養や胃ろう・中心静脈栄養など、いろいろな技術によって生命の維持を図る医療のことです。

○16番（穴井宏二） 今、答弁いただきました延命治療の主な処置でございますけれども、兄弟など家族や親族、身近な信頼できる人などと、終末期の医療について納得のいく話し合いをする、残しておくことが非常に重要であると思います。命の危険が迫った状態になりますと、約7割の方が、医療やケアなどを自ら決めたり、希望を伝えたりすることができなくなると言われております。そのような人生の最終段階になったときに、前もって本人が望むケア、またその家族や近い人が医療やケアする方などと話し合っ、しっかりと確認事項を残しておく。その本人の意思を決定するために支援するプロセス、今課長が答弁されましたけれども、アドバンスケアプランニングとか、人生会議、分かりやすく表現がありますけれども、そういうのがあると思います。

それでは、答弁でもありましたけれども、人生会議、リビングウイル、エンディングノートとは具体的にどのようなものなのか、またどのような取組をされているのか、答弁をお願いします。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

人生会議とは、もしものときのために、自らが望む医療やケアについて前もって考え、家族などの信頼できる人や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことを言います。これは死期のいかんではなく、最期まで尊厳を尊重した人間の生き方に着目した最適な医療・ケアが行われるべきだという考えによるものです。

大分県においても、令和2年に全国初の「豊かな人生を送るために「人生会議」の普及啓発を推進する条例」を制定し、「人生会議記録シート」を作成し、治療を受ける際に大切にしていることや信頼している人、病状が悪化した場合の医療やケアと療養場所の希望などを話し合うために活用するように呼びかけています。

一方、別府市では、介護保険課が作成している「これからノート」は、御自身の「これまで」の振り返りと、御自身が続けていきたい趣味や医療・介護、そして最後まで「これから」をどうしたいかを考えていくきっかけづくりとして御記入いただくこととありますが、併せてその思いを御家族などに残し、伝えていただきたいという思いもございまして、毎年作成し、関係機関に配布しております。

○16番（穴井宏二） 毎年配布されている、私も別府市の「これからノート」、自分らしく生きるという、通称エンディングノートの別府市版を見させていただきました。非常によく作られてるなと思いました。思い出、足跡、また、もしものときはどうするか、告知とか、胃ろう、延命治療、私が判断できないときはとか、本当によく作られているなと思いました。

そこで、この別府市の自分らしく生きる、「これからノート」、非常によく作られてあるんですけども、公民館等にも置いてありますが、見たことあるかもしれませんが、なかなか中身まで詳しく知らない方が多いような感じがいたしますので、そういうふうなしっかりとした周知をお願いしたいと思います。

また、ちょっと他市の例を挙げますと、これは宮崎市の例でございますけれども、宮崎

市におきましては、私の思いをつなぐノートということで、これはもう終末期に限ったノートですね。延命治療をどうするか、心臓マッサージ、人工呼吸器、また点滴、延命治療を行うのか行わないとか、どのように最期を迎えたいのかとか、自分が判断できないときは誰に判断してもらおうとか、そういうふうなものも、終末期に限ったノートもございますので、また組み合わせさせていただければいいかなと思っております。

それで、終末期医療をスムーズに迎えられる、納得のいく治療が受けられて、その人の人生が終わった後も、あの治療で悔いはないと言えるような環境づくりが大事であると思えます。課長がおっしゃいました人生会議や、また「これからノート」の取組は、若い世代の方でも、まだまだ遠い出来事と思われるかもしれませんが、早めに取り組んでいくことも非常に大事ではないかなと思っております。

そこで、別府市としまして、医療関係者と、また患者さん、またその周囲の方との納得のいく丁寧な説明、また話合いの連携なども重要になってくると思えますけれども、この取組につきましてどのようにやっていくのか、答弁をお願いします。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

人生会議につきましては、県が中心となり、県の関係各課や市町村、あるいは関係機関と連携し、セミナーなどの開催を通じ、広く普及啓発を行っています。別府市介護保険課におきましても、在宅医療と介護の連携推進の視点から、多様な世代を対象とした市民公開講座などを開催しております。

「これからノート」につきましては、地域包括支援センターや別府市社会福祉協議会、各出張所、各公民館などや健康教室やケア会議等において配布しております。これまで各自治会を通じて回覧なども行っていただいたり、出前トークや市報への掲載等においても幅広く周知を図っており、年齢を問わず幅広い層から問合せをいただいているところではございますが、今後も広報につきましては、SNSを活用するなど積極的に行ってまいりたいと考えております。

また、医師会等とリビングウイル、「これからノート」について話をする機会につきましても検討してまいりたいと考えております。

○16番（穴井宏二） ぜひ、大事な点でございますのでしっかりとした話合いをよろしくお願いいたします。

では続きまして、2番目、HPVワクチン接種につきまして質問をいたします。

このHPVワクチンにつきましては、過去何度も質問をさせていただきましたので、かいつまんで質問をさせてもらいたいと思います。

まず、HPVワクチンの積極的な勧奨再開から現在の状況についてでございますけれども、令和4年4月より、HPVワクチンの積極的勧奨の再開及びキャッチアップ接種が開始されました。また、令和5年4月からは9価ワクチンが定期接種に追加されておりますけれども、現在の接種件数などの状況についてお伺いしたいと思います。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

HPVワクチンは、予防接種法により定期接種とされていますが、接種後に予防接種との因果関係を否定できない疼痛等が報告されたために、平成25年6月より差し控えていた積極的勧奨を令和4年4月より再開しています。同時に、積極的勧奨を差し控えていた間に対象年齢を過ぎ、公費での接種機会を逃した方に、令和7年3月31日までの3年間に限り、改めて公費での接種機会を提供するキャッチアップ接種を開始しております。

また、令和5年4月より、HPVワクチンの定期接種に9価ワクチンが追加されています。HPVワクチンは3回の接種が必要ですが、令和4年度の1回目の接種の件数は、定期接種で143件、キャッチアップ接種で247件となっております。令和5年度につきましては、1月末までの実績となりますが、定期接種が217件、キャッチアップ接種で380件

となっております。

- 16番（穴井宏二） 分かりました。今、御答弁いただきましたけれども、キャッチアップ接種もされており、件数もだんだん増えているようでございます。

別府市におきましては、令和4年4月より勧奨を再開しております。この別府市の取組につきましても、非常に早かったということではほかからも声を聞いておりますけれども、本当に高く評価をしたいと思っております。あくまでも判断するのは御本人ということでございますので、念のため言っておきます。

そこで、このHPVワクチンの接種率向上のために、積極的勧奨再開から行ってきました周知の内容、また今後の計画につきましてもどうなっておりますでしょうか。

- 健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

令和4年2月には、令和4年度の定期接種対象者に対して、令和4年7月にはキャッチアップ接種の対象者に対して、そして令和5年4月には、9価ワクチンの追加に向け、定期接種及びキャッチアップ接種対象者に対して、いずれも3回の接種が完了していない方に個別通知を行いました。

その他、小中学校を通じてのチラシの配布や市報やホームページへの掲載、医療機関でのポスター掲示などで周知を図ってきました。来年度も定期接種及びキャッチアップ接種の対象者に、6月頃に個別通知を予定しております。

また、関係各機関の協力も得ながら、幅広く周知に努めてまいりたいと考えております。

- 16番（穴井宏二） 今後の取組にまた期待をしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、子宮頸がんリスク検査キットにつきましてお伺いしたいと思います。

HPV検査キットを活用している市町村が幾つかございます。以前も質問いたしましたけれども、その検査キットはどのようなものなのか、それから今後は何か考えておられるのか、御答弁をお願いします。

- 健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

HPV検査キットは、子宮頸がんの主な原因といわれるヒトパピローマウイルスに感染しているかどうかを、自宅で検体を採取後、郵送にて検査を受けられるものです。今後、子宮頸がん検診への導入については、国でも議論されておりますので、その動向を注視するとともに、効果や他市町村の取組状況などを調査研究してまいりたいと考えております。

また、子宮頸がんの原因はヒトパピローマウイルス感染だけではありませんので、若いうちから子宮頸がんの検診を受けることが大切です。別府市では、年度内に21歳になる女性に対して子宮頸がん検診クーポンや子宮頸がんに関するパンフレットを配布し、若い年代への受診勧奨及び子宮頸がん検診の必要性の啓発を行っております。

また、医師や技師などのスタッフを女性だけで行うレディース検診の日を設けるなど、受けやすい検診体制の整備も行っております。今後も子宮頸がんをはじめ、がん検診を多くの方に受けていただけるように周知に努めていきたいと考えております。

- 16番（穴井宏二） 今後の取組を期待したいと思います。

では、続きましてHPVワクチンの男性への接種についてお伺いしたいと思います。男性へのHPVワクチンの予防接種の目的は、男性本人のHPV感染による病気の発症を予防することはもちろん、男女ともに感染リスクを下げ、社会全体で集団免疫を上げることが目的と言われております。

また、2020年から適用拡大が承認されまして、9歳以上の男性も4価ワクチンが接種できるようになっております。

また、WHOのホームページによりますと、HPVワクチンの接種を公費で男女ともに接種している国は世界で50か国以上に上っているというデータがありました。

そこで、まず男性への接種についてはあまり聞いたことがございませんが、この男性へのHPVワクチンの接種の方法、また回数等、効果につきまして御答弁をお願いしたいと思います。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

HPVワクチンのうち、4価ワクチンの接種対象が令和2年12月に9歳以上の男性へと拡大されております。女性と同様に3回の接種が必要となります。男性へのHPVワクチンの接種により、HPVが原因の肛門がんやがん化することもある尖圭コンジローマの予防効果が見込まれます。

○16番（穴井宏二） 今課長言われた予防効果、これしっかりやっぱり周知していくことが大事じゃないかなと思っておりますけども、2020年11月には、HPVワクチン接種によりまして男性も予防ができることから、無料で接種に位置づけてほしいとの大学生が1万数千名の署名をしたと、厚生労働省のほうに提出をしております。最近では、この男性へのHPVワクチンの接種の公費助成が徐々に増えておりまして、東京では2つか3つの区、中野区のほかもあります。また山形県南陽市、群馬県桐生市など、今10ぐらいあるんじゃないですかね、全額助成が広がってきております。

NPO法人のフローレンスが実施しましたアンケート調査では、男性へのHPVワクチン接種が必要と答えた方は8割以上に上ったそうです。また、接種に対しての課題は、やはり接種費用が高いということから、自己負担額がかなりになるということで、それがネックになっていることが分かったそうでございます。男性がHPVワクチンを接種する際の費用、これはどうなっているのか、また他県では接種費用の助成を行っている自治体もありますけども、別府市におきましては、どのようにそれについて見解を持っていられるのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○健康推進課長（和田健二） お答えいたします。

男性へのHPVワクチンの接種は、予防接種法に基づく定期接種ではないため、全額自己負担での接種となります。また、金額は医療機関で異なり、3回の接種で5万円から6万円ほどになります。

現在、別府市を含め県内で男性のHPVワクチン費用助成を行っている自治体はありません。県内外の公費助成の状況や効果等、調査研究してまいりたいと考えております。

○16番（穴井宏二） 実施している自治体では、対象者の約2%を見込んでの全額助成をしているそうでございますので、予算的には3桁ぐらいの予算を取っているようでございます。ぜひ研究して、あまり聞かない男性の接種につきましても検討をお願いできればと思いますので、よろしく願います。

では、続きまして3番目、障がい児、障がい者の方への日常生活用具の給付ということで、紙おむつの給付につきまして主に質問をしたいと思います。

この日常生活用具給付の紙おむつ購入の補助についてお伺いします。重度の障がいがある御家族を在宅で介護されている数人の方から、現在、補助でいただいている紙おむつの金額を見直してほしいという声をいただきました。この紙おむつ代の補助は、実施主体は市町村であります。日常生活用具給付事業の一つとして、市町村が行う地域生活支援事業の必須の事業の一つとして規定されております。障がい者の方の日常生活がより円滑に行えるための用具を給付、または貸与することにより、福祉の増進に資することを目的とした事業とされております。

紙おむつ購入の補助につきましては、別府市では補償額を1万2,000円という基準額で設定して補助しております。御相談いただいた方の、数人の方の状況を簡単にお伺いしましたら、尿漏れパッドとまた紙おむつを併用して使っておりまして、それぞれ1週間かなりの量、お金になると。人それぞれでございますので、いろんな状況があります。1か

月に3万円、また多いときには4万円と、補助額の3倍の金額がかかるとお声がありました。

また、現在は物価高でもございますので、生活費全般が上昇傾向であることから、生活状況が厳しい状況が推定されるところでございます。身に迫った、なかなか表に出てこない声があるのではないかなと思っております。

そこで、障がいのある方への日常生活用具としまして、紙おむつの支給要件と、過去3年間の給付件数、また給付対象人数、そして給付額、これはどのようになっているのか。また傾向もお伺いしたいと思います。御答弁をお願いします。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

別府市日常生活用具給付事業実施要綱により、紙おむつの支給対象となりますのは、本市の区域に住所を有する3歳以上の、治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、もしくはストーマの変形のためストーマ装具を装着できない方、先天性鎖肛を除く先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害、もしくは高度の排便機能障害のある方、先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある方、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿、または排便の意思表示が困難な方のいずれかに該当して、紙おむつ等の用具類を必要とする方と規定されております。

3年間の支給の件数ですが、令和2年度の実給付件数では1,023件、給付対象者は98名、給付額が1,194万1,361円。令和3年度の実給付件数は1,010件、給付対象者は100名、給付額は1,177万9,042円。令和4年度の実給付件数は1,093件、給付対象者は99名、給付額は1,274万2,981円となっております。

傾向につきましてですが、月次単位の給付であるために、年度により大きな変更はございません。

○16番（穴井宏二） 分かりました。現在、約100名前後の方が給付を受けておられるということでございます。

また、条件についてもお伺いすることができました。紙おむつの使用頻度というのは、利用者の方によりまして使用量に非常に差があるそうなんです。ですから、その補助の額の中の使用頻度で足りている方というのは、当然それはそれでいいわけでございますけれども、足りていない方は、非常に取り替える頻度が高いということで、大変出費がかさむという、そういうふうなことでございました。

そこで、紙おむつの給付方法ですね、申請からの給付の流れ、まずこれはどうなっているのか、また事業者への給付とお聞きしたんですけども、それにつきまして、当事者本人への支給についてはどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

紙おむつの給付につきましては、まず見積書と支給申請書を頂きます。その後、支給審査後、当該用具の給付決定を事業者と障がい当事者へ送付いたします。その給付決定書をもって、事業者が当該障がい者へ用具を納入し、納入確認後、本市へ用具給付費請求を事業者が行い、その請求をもって事業者へ用具費用の支給を行います。

事業者への支給に関してですけれども、同要綱の第5条により、用具の給付を行うときは、用具の製作または販売をなりわいとする者に委託して行うとなっているため、用具の費用はその委託業者へ支払っております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。要綱等、述べていただきました。

そういうふうな流れになっているわけでございますけれども、この支給の助成の基準額が、多分2006年のときから変わっていないんじゃないかなと思います。県下調べましてもほとんど1万2,000円でございます。豊後大野市だけは1万3,000円となっております。ほぼ横並びという感じになっておりますが、日本でもそういう原油高とか、ウクライナの

侵攻の問題とかで物価が高騰しておりまして、日常生活用品も価格も上昇しております。紙おむつの値段も上がってきているようでございまして、1つのパックに入っている量が少し変わってきた、少なくなってきたというふうなこともお聞きしております。

ですから、この点につきましてもしっかりとした調査をやって、この1万2,000円という助成の額が長年変わっておりませんので、ぜひともそこら辺の調査はしてもらいたいなと思います。子どもから成人になるにしたがって、紙おむつのサイズ、また量が変化しますので、何度も申し上げますが、自己負担が大きいと。1万2,000円以上の、2万円、3万円になったときの自己負担が大きいということも聞いておりますので、基準額の再検討をぜひともやってみてはいかがかなと思いますけども、また今課長おっしゃいました事業者の方以外の量販店でも購入することができたら非常に便利だなというお声もありますけども、ここら辺につきましてもどうなのか、御答弁をお願いしたいと思います。

○障害福祉課長（大久保智） お答えいたします。

事業者についてですが、購入事業に関しましては、いわゆる医療機器材を取り扱っております事業者から量販店に至るまで、用具給付費の支給に関しましては幅広く対応をいたしておりますので、用具を使用いたします当事者の選択によります。

基準額に関しましては、市場の動向、近隣市町村の状況等を踏まえながら、時期及び単価の検討を行ってまいります。

○16番（穴井宏二） 今、答弁いただきましたけれども、量販店に至るまで幅広く対応しておりますということでしたが、私が実際に聞きましたら、これができるということ存じない人もございましたので、やっぱりそういうふうな流れがある。量販店でも購入できるということであれば、そういうこともしっかりホームページ等に出して、利用者に寄り添った取組をやっていかないといけないんじゃないかなと思いますね。本当に、量販店によって若干の差があります。ですから、今課長の答弁どおりであれば、そこら辺をしっかりと周知をしてお願いしたいと思いますので、ぜひともよろしく願います。

では、この項はこれで終わります。

続きまして、市営住宅につきまして、主に住み替えのところをお聞きしたいと思います。

平成18年にバリアフリー法が施行されまして、高齢者、また障がい者をはじめ誰もが安全で快適に生活できるように、施設の整備が求められております。そこで、別府市の市営住宅におきましてバリアフリー化への取組、手すり、入り口の段差解消など、その割合につきましてお尋ねをしたいと思います。私の知り合いの鶴見住宅の方にも、非常に4階、5階になると階段がきついと、そういうふうなお声もお聞きしておりますので、まずバリアフリー化につきましてどうなっているのか、お聞きしたいと思います。

○施設整備課長（登根 澄） お答えいたします。

市営住宅のバリアフリーへの取組といたしましては、共用階段アプローチ部の段差解消や共用階段の手すり設置などを行っており、その割合は、段差解消が約98%、手すり設置は100%完了しております。

また、住戸玄関前まで段差のないバリアフリーの割合は、エレベーター設置の住戸577戸、及び身障者対応住戸の14戸を合わせ591戸で、管理戸数2,398戸に対し、24.6%となっております。

○16番（穴井宏二） 分かりました。新たに市営住宅を建設する、またあるいは建て替える場合はバリアフリー対応が行われておりますけども、築年数が50年前後の市営住宅におきましては、今後バリアフリー化をどうするかということが大きな課題となってくると思います。この頃に建てられた市営住宅はエレベーターが設置されていないために、先ほども申し上げましたが4階、5階の高齢者の方が非常に困っている、住み替えもしたいという、そういうふうな要望が強うございますので。

そこで、高齢化が進む中でエレベーターの設置は必須と考えておりますけれども、現在設置されている市営住宅、これはどのくらいありますでしょうか。

○施設整備課長（登根 澄） お答えいたします。

エレベーター設置の市営住宅は、平成以降に建設された5階建ての中層住宅及び6階以上の高層住宅、計12棟となっております。

○16番（穴井宏二） では、エレベーターの設置されていない市営住宅におきましては、高齢者の割合、これはどうなっておりますでしょうか。

○施設整備課長（登根 澄） お答えいたします。

エレベーターの設置されていない市営住宅におきまして、契約名義人の年齢別割合を見ますと、65歳以上の高齢者世帯の割合が約69%となっております。

○16番（穴井宏二） 今、課長答弁いただきました。契約名義人ということで、その御家族まではなかなかすぐに調査ができないということでございましたけれども、多分調査をされますと、1人住まいの方、また2人住まいの方の65歳以上の高齢者の割合がかなり高いんじゃないかなと思っております。

そこで、高齢化社会でございますけれども、高齢者用の市営住宅、これはどのくらいあるのか、またその入居率と募集状況、これはどうなっておりますでしょうか。

○施設整備課長（登根 澄） お答えいたします。

部屋内に段差のないバリアフリー型の高齢者向け住宅は、西別府住宅B棟に16戸、西別府住宅のC棟に7戸の計23戸ございます。

現在の入居率は100%、応募倍率は令和3年度1件に対し19倍、令和5年度も1件に対し16倍の応募がございました。

○16番（穴井宏二） 入居率は100%ということで、また倍率は非常に高いということで、本当に高齢者の市営住宅を希望する方の気持ちは強いというふうに見ておりますので、広げていければと思っております。

そこで、入居者の方の高齢化によりまして、住み替えの声を聞きます。5階から1階とか、4階から2階もしくは1階とか、そういうふうな住み替えの希望の声も聞きますけれども、その相談件数等、近年の実績はどのくらいあるのか、またその住み替えの要望につきましてはどのように対応しているのか、答弁をお願いします。

○施設整備課長（登根 澄） お答えいたします。

現在、1階や2階の低層階への住み替え相談は19件です。近年の住み替え実績といたしましては、令和3年度に11件、令和4年度に10件、令和5年度が13件となっております。

住み替えの希望に対しましては、希望が出ている住宅が退去等で空室になった場合に、公募とのバランスを考慮しながら、住み替え希望者の意向を確認し、実施しており、相談から住み替えまでの期間は、希望の住宅等にも、条件にもよりますが、およそ1年から1年半程度となっております。今後とも、入居者の希望に対し、丁寧な対応に努めてまいります。

○16番（穴井宏二） ありがとうございます。今、住み替えの相談は19件ということで、予想よりちょっと少ないかなと私は個人的に思いました。

希望の住宅への住み替えの期間が1年から1年半ということでございました。これも私も、2年から3年ぐらい十分かかるのかなと思っておりましたけれども、意外といいですか、早く住み替えができるんだなと思いました。他の自治体に聞かしても、1年半から2年ぐらいということでございましたので、妥当なところかと思っておりますので、ぜひとも希望の方には、今後とも丁寧な対応をお願いしたいと思います。

では、この項はこれで終わります。最後の2024年問題、物流危機につきまして質問をしたいと思います。

これは国、また県等の問題で、ニュースでもよく言われておりますけれども、市としてもできることがあるのではないかとということで取上げをさせていただきました。2024年問題、特に今ニュース等で言われているのが、物流分野での人手不足、働き方についての問題でございます。今回は、この物流分野、運送業に絞って取り上げたいと思います。

この物流でございますけれども、物を注文したらすぐに持ってきてくれると思うのが当然といたしますか、そういうふうな心情がございます。そういうふうな時代から、今は人手不足などによりまして、長時間労働の是正が求められて、また働き方改革によりまして、年収の上昇はもとより、ドライバーの方の心身の安全が求められております。特に本年4月から、トラック運転手の残業が年間960時間までに規制されることから、それによりまして労働時間が短くなり、運送能力が低下して物流危機が懸念されるというのが2024年問題と言われております。

トラック運転手におきましては、他の産業より働く時間が2割長く、給料が1割安いと報道にも出ております。その上時間外労働が制限されれば、残業代が減ります。十分な収入が得られなければ、さらに人手不足に拍車がかかることも起こりかねます。問題はなかなかすぐに解決することではございませんけれども、国土交通省によりまして、2022年度に国内で取り扱われた宅配便の個数は50億588万個。これは、8年連続過去最多を更新しているそうでございます。

全国でデパート等が閉店とか、インターネット通販がすっかり定着していることもあるかと思います。大抵の品物が、注文したら数日のうちに、早いものであれば当日届くというのもあるそうでございますけれども、そういうふうなことがあります。それを実現するためにトラック運転手は夜通し働いて、長時間の運転を強いられるため、心身ともに疲弊をします。それを解決するために、今国や県、業界との間で問題解決に向けて取組が続けられておりますけれども、それだけではなくて、社会全体、また個人や行政としてもできることはあるのではないかとというふうに考えるときになっているのではないかと考えております。しかし、まずこの働き方改革の目的、必要性につきましてどういうふうに思っているのか、答弁をお願いします。

○産業政策課長（大町 史） 答えいたします。

厚生労働省のホームページには、働き方改革の目指すものとして、国が少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少、育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化などの状況に直面していること、こうした中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や、意欲、能力を存分に発揮できる環境をつくることが重要な課題であるとあります。

働き方改革は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がよりよい将来の展望を持てるようにすることを旨とするものです。

○16番（穴井宏二） 分かりました。別府市は、私も知り合いの宅配業者の方にお聞きしましたところ、全国的には再配達率が11%ちょっとということでございますが、大分市は20%ぐらいと言っておりました。別府市は、大分市に比べまして再配達が多いと、割合にして、3割から4割が再配達となっているということでございました。その原因としては、日中家にいない人がスマホで気軽に注文できる環境にあること、また夜ネットで注文することが多いので、昼間に配達しても不在が多くなると、何度も配達に伺うことになるということでは、1割でも再配達が減ると全然違ってくると思っております。

また、時間指定が少ないので、時間指定をしてくれるとありがたいなとおっしゃってお

りました。今、宅配ボックスが少し広がってきておりますけれども、その宅配ボックスに入れても、勝手に入れないでくれというような声もたまにあるようで、対応が大変だなと思った次第でございます。

そのような運送業の方の声、また再配達を減らすための受入れ側の対応につきまして、別府市としての理解の推進、啓発を行っていくべきではないかなと思っております。初めにも申しましたように、宅配業者の方からは、残業しないとなかなか生活が苦しいんだというふうな話を聞きましたが、物流の2024年問題についてどのように認識をされているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○産業政策課長（大町 史） 答えいたします。

トラックドライバーの長時間労働の主な原因としては、運転時間、作業までの順番待ちの時間、荷物の積下ろし作業の時間が長いことなどが上げられていますが、2024年4月から、時間外労働に対しては年間960時間の上限規制が新たに設けられる一方で、労働時間が短くなることで輸送能力が不足し、現状のままの運び方が難しくなり、物流が停滞しかねなくなるということが、物流の2024年問題と言われております。

内閣官房のホームページには、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議のページがあり、会議の開催の目的は、荷主、事業者、一般消費者が一体となって、我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うこととなっております。

また、検討の内容として、物流の2024年問題に対して何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性があるため、賃上げや人材確保など早期に具体的な成果が得られるよう、各種施策に着手することによって、物流の2024年問題については、国を挙げて喫緊に取り組む問題であると認識をしております。

○16番（穴井宏二） この物流の2024年問題につきましては、国だけではなくて県、また、市としてもしっかりと認識をして、人ごとではなくて、別府市内にもそれに関わる方がたくさんおりますので、しっかりと関心を払って取り組んでもらいたいなと思っておりますけれども、今別府市として取り組んでいること、これはどんなことがありますでしょうか。

○産業政策課長（大町 史） 答えいたします。

大分県社会保険労務士会と連携し、毎月第2水曜日の13時から16時に、市役所において社会保険労務士による無料の労働相談を行っているほか、大分県との連携により、弁護士や労働基準監督官などによる相談会を年に2回、市役所で開催しております。

また、別府市のホームページでは、大分県や大分労働局、大分労働基準監督署などが面談や電話で受け付けている労働相談や、「働き方改革」に取り組む事業者の皆様をお手伝いする「大分県働き方改革推進支援センター」の相談についてもお知らせをしております。

○16番（穴井宏二） 労働相談のしっかり内容を把握して、どんなのがあるのかなというふうなこともつかんでいくことが大事ではないかなと思っております。

2021年度の脳疾患または心臓疾患の労災支給決定件数のうち、貨物自動車運転者は約30%を超えてるというふうなデータもあるようでございますので、本当に体力を使いながら働いていると、そういうふうな心身の悩み等をしっかりと把握することが大事ではないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そこで、この再配達を減らす取組としまして、この前宅配業者さんの会社にちょっとお伺いしまして教えてもらったんですが、PUDOというのがあるようでございます。ちょっと調べましたら、東京の世田谷区で、このオープン型宅配ロッカーPUDOというのを設置して取り組んでいるようでございます。別府市でありましたら、クロネコヤマトさんが会社の玄関の外に置いておまして、これは会員になりますと、スマホを使って、ロッカーを開けて荷物を受け取ることも、また送ることもできると、非常に便利なオープン型宅配

ロッカーでございます。世田谷区では官民連携方針に基づきまして、区役所、また地区の会館、支所などの施設に設置をしております。官民連携事業で、役所に置いてるのは非常に珍しい取組のようでございます。利用可能な時間は24時間となっております、ヤマト運輸や佐川急便、日本郵便など、複数の宅配業者の荷物を受け取ることができるというふうにお聞きしました。

このPUDOにつきましては非常に便利でございますので、自宅で荷物を受け取ることができなかったときの再配達としても利用できますし、非常に便利で、ドライバーの皆さんの労働時間の削減につながると思っております。

また、福井県のあわら市におきましては、市のほうで宅配ボックスの実証実験に参加しまして、共稼ぎ世帯の100世帯以上に設置をして、その後の再配達率を調べたと。そうしましたら、再配達率が49%から8%に減少したということでございました。

そういうふうなこともございますので、別府市におきましても、こういうふうな宅配ボックスの設置について取組、手だてでは考えられないのか、最後に答弁をお願いします。

○産業政策課長（大町 史） お答えいたします。

宅配の再配達を減らすこと、なくすことは、物流の問題を自分ごととして考え、消費者として取り組むことができる方法の一つだと思います。宅配の受け取りについては、受け取り可能な日時に宅配時間を変更する、置き配サービスを利用する、営業所やコンビニなど、自宅外で受け取るなどの方法が考えられますが、宅便ロッカーPUDOにつきましては、導入している自治体の導入の経緯や利用状況などを把握したいと考えております。

○16番（穴井宏二） ぜひ、研究をしてもらいたいと思います。大分市におきましてはマックスバリュ、また中津市におきましてはイオン等に置いているようでございますので、近隣の自治体をしっかり研究して取組をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○25番（泉 武弘） 質問の前に、少しお断わりをしておきます。体調崩して、強い薬を飲んでますので、ちょっと混濁状態の中で質問させていただきますので、行ったり戻ったりするかもしれませんが、その点だけひとつ御理解をいただきたいと思います。

阪神淡路大震災から28年になります。東日本大震災から13年、熊本地震から7年、それで今回の能登半島沖地震が起きました。この4つの地震を見ますと、7年間に1回大きな地震が起きているというふうになるかと思っております。その間に、震度6強の地震がほうぼうで起きている。地震が起きるのではなくして、地震が起きるべき国に私どもは住んでいて、こういうふうを考えるほうが無難かなと。100メートルを超える岩盤4枚の上に、この国が成り立ってるわけですから、岩盤がずれることによって、陥没、津波、隆起、いろいろなものが起きてくる、これはもう自然現象というふうには捉えざるを得ません。

別府市の地域防災計画を見ますと、このようになってます。地域防災計画は住民の生命・財産、観光客の生命・財産を守ることになりますよ、そして目標としては、障害のある方が社会的に、要配慮者が安心・安全に避難できるようにしますよと、こういうのが地域防災計画の骨子になっています。また、地域防災計画の中でうたわれておりますのは、必要の都度に応じて見直しをします、このように明記されていますけども、今回の能登半島地震を踏まえて、地域防災計画の見直しをする意思があるのかどうか。あるとするならば、どの部分を見直しをしようとしているのか、まず答弁してください。

○防災局長（白石修三） お答えいたします。

地域防災計画につきましては、毎年必要に応じて必要があると認めるときは修正しなければならないとされてますので、基本的に毎年修正を行っております。今回の能登半島地震の教訓を受けまして、新たな防災体制についての検討を行っているところではあります。

現在、大分県では能登半島地震での課題を抽出、整理し、またその解決策について検討

に着手し、各種計画に必要な対策を盛り込む計画であります。課題としては特に4つ上げられます。一つは避難所の問題、一つは備蓄物資の問題、3つ目がインフラライフラインの問題、また実際の災害対応ということでございます。今回、国、県もしてるということ、また別府市では報道からの情報や、1.5次避難所への職員派遣、また入浴支援等を行っており、そこから得られた知見を基に、可能な限り地域防災計画の見直しをしたいというふうに考えております。

(議長交代、議長加藤信康、議長席に着く)

○25番(泉 武弘) 避難所見直しの具体案というのは、現在持ってますか。

○防災局長(白石修三) お答えをします。

避難所については、当然健常者だけじゃなく、障がいのある方、高齢者の方もいらっしゃると思いますので、その方への対策、また今回能登半島地震では、プライバシーの確保ということも当然言われてますので、その部分をしっかりと見直しをしていきたいというふうな考え方を持っております。

○25番(泉 武弘) 市長ね、私たちは一朝有事で大きな災害のときに、避難所に多くの方が避難する。そしてそこに多くの方が雑魚寝をする。この様を百年一日のごとく見てきたわけですね。防災というのは、何も行政だけが責任を負うべきものではないんです。一番基本的なのは、住民一人一人が自分の命をどう守るかということなんです。それで、またどのように地域同士助け合うか、それからまた公助はどうするか、こういうことが基点になっているわけです。必ずしも、私は行政だけの責任を議論しているわけではありません。いつかは私の家に来てください。全部の家具にロープをつけて倒れないようにしてますし、家具の下側に敷き込みをして、家具が全部傾斜して倒れないような仕組みに実はしてるんですね。それがいいかどうかは別なんです。

市長、イタリアの資料をお渡ししましたが、読んでいただけましたでしょうか。イタリアの避難所の資料で、この前石破茂代議士が衆議院予算委員会で取り上げました。私も本当にそんなことがあるのかなと思って、実は調べてみたら、イタリアでは、地震が起きてからわずか数時間後に、まずトイレ、キッチン、ベッドがワンセットですぐ届くそうです。これはそういうものを州政府、いわゆる国が備蓄して必要なときに貸し出すという制度のようですね。なるほどな、我々はなぜここに発想が行かなかったんだろうか。地震があれば体育館に行く、公民館に行く、そこに行くのが当たり前と思ってたけども、イタリアのように、州政府が備蓄したものが短時間で届けば、いわゆる公園でもいいんですね。どこでも空き地で、自分らで避難生活をできるのになということ、実は今さらながら勉強させられたんです。

市長、これ唐突的で申し訳ないんですが、全国市長会で災害時の避難所について、ベッドだとか、トイレだとか、キッチンだとか、こういうものについては国家備蓄をするよというふうな要望をしていただくわけにはいきませんかでしょうか。私はね、もうそろそろ雑魚寝の避難所というのはね、世界4位の経済力を持つ我が国にあってね、恥じるべきことだと実は思ってるんですよ。どうでしょうね、市長、全国市長会、また大分県の市長会等でこういう問題を取り上げてみていただくわけにはいきませんか。どうでしょう、所見をお伺いします。

○市長(長野恭紘) お答えします。

それぞれ自治体や個人、または地域によって責任はそれぞれだというふうにはお話が議員からありました。同様に、やはり国、県、市のそれぞれの役割というのも当然あるというのは私どもも常々認識をしております。先ほど答弁をさせていただきましたが、やはり大変申し訳ない気がしますが、それぞれの災害に応じて私たちの災害対策、避難所の運営方法、また様々な方法がアップデートされていくと。それによって、次の災害が起こっ

たときにはしっかり命が助かり、災害関連死がなくなっていくと、こういうことをしっかり教訓にしなければいけないというふうに思っています。

議員言われるように、まずは大分県市長会の中でこれは話し合いを、実は何度も防災については話し合いをしているんですけども、具体的にどういうことを大分県市長会の中でやっていこうかということも話し合いをして、決定してることはあまりありませんが、九州市市長会にも防災部会があります。全国市長会の中でも、こういうことは恐らく議論が上がってくると思いますし、まずは5月に大分県市長会がありますので、大分県市長会の中で、例えば共同でキッチンカーであるとか共同で移動式のトイレであるとか、そういったものをそれぞれが備蓄というか購入をしておいて、それを国が責任を持って交付税か何かで措置してもらえとか、そういったことができるんじゃないかなと個人的にも思っておりますので、まずは大分県市長会の中で協議をしていけたらいいなというふうに思っています。

○25番（泉 武弘） 同じように、議長にもお願いをしておきます。全国議長会等で、今私が提言したような問題も、ぜひとも議題に上げてほしいな。地方都市において、全てのこういう備蓄品を用意するというのは財政負担上も大変だと僕は思いますね。ぜひとも俎上に上げてほしいなと思っております。

このイタリアのことをなぜ私が例示として挙げたかっていいますと、我々は災害が起きたときに、避難をさせるということが第一義的になってるんですね。イタリアでは、被害を受けた人たちが早く復旧に向かえるようにという、例えばキッチン、トイレ、それからベッド、それからキッチンカー、こういうのが全部そろいます。そのときに、調理の経験のある方がその場で調理をするというのが第1前提になっています。第2点目に、調理実習を受けた方がその調理をするというふうに、この中では書かれています。いわゆる人間1人に対する考え方の違いが随分あるんだなという気がしてなりません。どちらがいいか悪いかと言ってるんじゃないなくて、被災を受けた方ですね、能登半島で、今なお厳しい避難所生活をしている方が多くおられます。恐らく将来に対する不安が募るだけだと思うんで、そういうときに炊き出しをして、ふだんよりもいい食事が避難所です出てくるということになると、やはり自分が復旧復興に向けての意欲につながると思うんですね。そういうのがこのイタリアの避難所の中では見てとれるわけなんです。

そこで、この問題だけは、市長が今5月にあると言いましたように、市長、ぜひともひとつ俎上に上げてください。それでもしこれが、一つでも半歩でも前に出ると、避難所そのものの在り方は私は変わってくるんだと、こういう期待を実はしております。

さて、具体論に入っていきます。別府市は、どちらかという大きな災害の被害が少ない市だと私は思っています。ところが、その反面、大変大きな危険をはらんでる市だということも言えます。それはどういうことか。まず、水の問題があります。下水の問題があります。それから木造建築の問題があります。

そこでこの3点セットをお伺いします。今、水は由布市の庄内町から取水をして、21キロ、水路と水のトンネルによって朝見の浄水場まで送水をしています。そしてそれから、配水管で皆さん方に配水をしているわけですが、この21キロの中に隧道と水のトンネルがありますが、本当にこれが大丈夫なんだろうか。水道局の工務課長に何度も聞きました。5年に1回の検診をやってますよ、毎年やってますよ、こう言って胸を張るんですね。ところが、災害というのは我々の想像を超えてくるのが実は災害なんです。災害の予測震度が最初から分かって、いつの時期か分かってれば対応できますけれども、それが分からないから被害が甚大になるんですね。

そうですね。当該課の課長に聞くよりも、市長に実はお願いしておきたいと思えます。市長、今5年に1回、水道は隧道と水トンネルの検査をしていただいているんです。それで毎年1回やっています。これはこれで私は評価してますけど、やはりこういう能登半島で、

断水でこれだけ大きな問題になりました。

それともう一つの問題は、由布市から別府市に取水して、別府市全体の水の使用量の70%を大分市から持ってきているという問題なんですね。もしこの水路、水トンネルに漏水、傷が生じたときには、まず市民生活がもう立ち行かないということです。それともう一つは、観光関連産業がもう全く立ち行かない。どうでしょうね、これ能登半島地震を契機に、もう一度意を用いて、1回重点的に点検しても私はいい時期に来ていると思いますけど、いかがでしょうか。

○上下水道局長（松屋益治郎） お答えいたします。

議員先ほど言われましたように、水路と隧道につきましては、春と秋の年2回点検、そして5年に1回、コンサルに委託しまして老朽化の調査を行っております。また、導水路につきましてもしておること、それと毎年、別府発電所導水路保全対策協議会がございまして、その中で大分県と別府市、それと水路の管理者などで施設の機能、自主点検等の対策について協議を行っております。

ただし、今回このような大きな震災もございましたので、今後そういうあらゆる方法について、また検討してまいりたいと思います。

○25番（泉 武弘） 答弁は大変評価できます。よく、耐震強度が皆さんありますよと言いますね。木造にしても、鉄骨にしても、構造物にしても耐震強度がありますよって。耐震強度って一体何ですか。震度6から7に至るまでの地震の揺れに対して、構築物が崩壊しないということが概念としてあるわけでしょう。そしたら、震度7を超える地震というのはないんですか。私が一番ね、今日ちょっと危惧したのはここなんです。今の水路の検査は、耐震強度6から7にかけての、いわゆる耐震強度と言われるものを想定してるんじゃないんですかと危惧している。

だから、私はこういう機会にもう一度、想定外のことも含めて検討してはいかがですかということをお願いした。今の答弁で結構です。ぜひともこれ早い機会にやってください。

それからもう一つ、市長ね、下水道の問題があるんですね。例えば21キロ、大分の由布市の庄内川から水が来まして、大きな巨大地震が来まして、そして浄水場までの管の漏水とか破水とかありませんでした。実際に配水管を通して各家に水が回りました。汚水となって、自然流下で10号線の汚水管に流れていきます。こういう仕組みになっています。ところが、浜脇から中央浄化センターまで5か所の中継ポンプがあるんですね。汚水をポンプアップして浄水場に送る。ここが大丈夫だろうかという、気がしてならない。なぜそれを私が危惧するのか。

田邊課長、先ほどから何回も手を挙げかかって、答弁したいんだと思うんですね。汚水管の、耐震率と、中央浄化センターの耐震率はどのくらいでしょうか。御希望に沿って答弁をしていただきます。どうぞ。

○上下水道局下水道課長（田邊和也） お答えいたします。

耐震化の進捗率でございますけども、終末処理場であります中央浄化センターが約50%、中継ポンプ場に関しましては、1か所の耐震化工事が完了しています。

また、下水管については、全延長のうち約32%が完了している状況です。

○25番（泉 武弘） そこで、先ほど吉富議員が液状化現象というものを取り上げました。今度能登沖で、液状化現象が随所に見られました。これ砂礫ですね、いわゆる同じ粒状のものがあるときに、そこに水が入り揺れると、どうしても液状化が起きる。困ったことに、別府市の10号線にある管渠の汚水管は砂地の上にあるんですね、あれはもともと埋立てですから。近隣の子どもたちは、あの海岸でも泳いでいたわけですから。この地にあるんですね。その、現在埋設してるところの土質等を調査した上で、耐震力を計算してるのかどうか、それだけ答弁してください。

○上下水道局下水道課長（田邊和也） お答えいたします。

下水道管の耐震性能ですけれども、耐震化を図る際に、当然土質のほうを調査しまして、そこから導かれる数値によって液状化であるとかの判断をして、耐震化を計画しております。

○25番（泉 武弘） 田邊課長、僕昔から正直な方だと、もう今でも思ってます。何か言葉が詰まりながら言いましたけども、そのまま言葉を信じていいんですね。私はね、そう思わないんですよ。なぜ思わないかといいますとね、昔、大分ガスがある近くで泳いだことがあるんですね。そしてあの地は埋立てでありました。今の中央小学校もそうです。あの横に汚水管を埋設してる。下が全部砂地なんですよ。だから、皆さんが考えるように保全を図られるかといいますと、なかなかそうはいかないだろうと思うんですね。これも併せてね、別府市の場合、さっき言ったでしょう、水が大分から来てますよ、そして、後は自然流下で上から下に流れてきて10号線で受けて、5つの中継所を経て、中央浄化センターにポンプで送り込んでるんですよ。送り込まれた先も、耐震強度50%しかないんですよというのが現状です。

これね、何よりも優先して取り組んでほしい。そうしないと、別府市の基幹産業である全てが機能しなくなるんです。これだけね、念を押しておきますよ。早めに年次計画をつくって、もう前倒しでもしなければならぬ。それはなぜか。今聞き取れば、経年劣化で前にした分がもう劣化していつてるんだよ。こういう状況なんですよ。

だから局長ね、もうとにかく前倒してやってください。あのおとき議会で指摘してきたけれどもということにならないように、ぜひともお願いしますね。それだけ、特に注意しておきます。

さて、もう一つの問題ですね、先ほど言いました木造家屋の問題です。

木造家屋の問題について、平成30年度の木造家屋の耐震化率を見ますと66%です。木造の新耐震基準、昭和56年以降に木造家屋を造られた建物が1万5,560戸、昭和56年以前に作ったものが9,900戸、計2万5,460戸です。私も実はね、人間も古いんですが家も古いんですね、この古い旧耐震なんです。市長、うちの家を造ったのは昭和52年になるんです。だからもう、旧耐震そのままなんですよ。それで、いつも地震が来たときに、家が崩落しなければいいなど、やっぱり本当に心配が募るんです。今度能登の地震で亡くなった241人の大部分が、家屋の崩落の圧死によって亡くなってるんですね。それを考えたときに、このままでいいんだろうかな。そしてこの近年、たしか5年ぐらいで11件か12件、ぐらいしか耐震補強工事が入ってないんです。記憶間違いだったら訂正してくださいね、今別府市は、耐震補強工事をすると最大補助金が120万円です。今度能登の地震で、この危機を目の当たりにし、あの悲惨な状況を目の当たりにした人たちの申請が一気に増えてくるというふうに私は思いますが、今後耐震補強工事を具体的にどのように進めようとしているのか、考えを聞かせてください。

○建設部次長（渡邊克己） お答えいたします。

耐震診断を行い、耐震改修を実施していない方への聞き取りを行った結果では、住人の高齢化が大きな要因で、住みながらの工事や改修費用など、費用対効果の面から、改修工事に至っていないような状況でございます。議員おっしゃられたように、耐震改修補助金の上限金額は、昨年度100万円から、地方負担分を上乗せし、現在最大で120万円に引き上げております。

今後は、事業の内容や制度の仕組みなどを戸別の訪問による説明や催し会場で耐震キャラバンを行うなどし、丁寧な周知を図るとともに、補助金の拡充についても、引き続き大分県と協議を進めていきたいと考えております。現在、能登半島地震の影響もあり、問合せが増えておりますので、防災意識の高まりを逃がさないように進めていきたいというふ

うに考えております。

- 25番（泉 武弘） 市長、ここに、住宅の耐震改修工事費は150万円まで全額補助されますということで、金沢からずっと一覧表は出ています。これ見ますとね、金沢は200万円、七尾は165万円、玖珠が200万円、もういずれも150万円以上なんです。なのに、なぜということになるんですね。これだけの補助金があるのになぜ耐震改修やらなかったんですか、それ今、次長がくしくも言われたように、高齢化の問題です。いわゆる自分があと何年生きるかということ考えたときに、今投資する額が本当に必要なのか、もし自分が生きてるときに地震が来なかったら、する必要ないんじゃないかと、どうしても人間打算が出るんですよ。

ところが東京練馬区がこのようになってます。これも、その原文のまま読ませてもらいます。練馬区の前川区長が新年度予算案の会見で明らかにしたもので、耐震診断の費用を現在の4分の3助成から全額助成にし、改修工事の助成も、現在の3分の2から4分の3に拡充します。区によると、診断から改修までの平均費用は約430万円で、その場合の自己負担は約266万円のところ、この拡充により、半額以下の110万円になるということです。いわゆる練馬区では、いわゆる自己負担額を抑え込んで、いわゆる耐震診断を、耐震化工事を進めるようにしたと。市長ね、これは大きな流れがあるんです。何が狙いか、在宅避難ですね。いわゆる耐震基準を満たしたもので、避難所に行かなくても在宅避難ができるという率を上げていこうという取組なんです。これも、今日初めて市長にこういう事例を報告したわけです。ぜひとも、また検討課題にしてほしいなと思っています。

さて次に、発災時、地震等が発生したときにどういう伝達手段をするのか。NHKの女性のアナウンサーが、能登半島地震が起きたときに、皆さん御記憶だと思いますが異常とも思える、「急いで逃げてください、命を守ってください」というのをずっとやった。あのときに、実は映像が全然流れなかったんですよ。テレビで、能登半島の津波も流れない。さらには、家屋の崩壊も流れない。ただ流れるのはNHKのアナウンサーの声だけだった。そして結果、映像が出てきたときに、あ、そうなんだ、これほど大きな津波があり、これほど大きな火災があり、これほど大きな家屋の崩壊があり、これほど多くの停電があり、これほど大きな道路寸断があるということが、後刻になって分かったんですね。やはり、一番発災時にどういうふうに情報を伝達するのかということは極めて大事なことで思っています。

西日本集中豪雨のときに、私はもう3日後に実は行った。高砂という老人ホームがちょうど山あいの真ん中にあった。そこに土砂が流入して、ちょうど天井まで埋まってました。そのときに、消防署の車が来て、逃げてくださいって避難指示を出したけども、豪雨で全然聞こえなかったということなんです。その事例から考えるときに、私らはふだんの放送設備で伝わるだろうと思ってるんです。ところが、風、雨等で、例えば夏と冬とでは家の窓の開閉が違います。冬になると密封してますから、なおさら聞こえにくい。こういう初動の住民への伝達手段ですね、今のままで大丈夫だろうか。

市長、防災局長、それから危機管理課長に何回もお願いしたのは、実相寺山等の高台に大きな放送設備設置をして、市内全域に聞こえるぐらいの有事の際の放送施設を造ったらどうだろうかということ、何度もお願いしました。ところが、財務畑の出身ですから、非常に費用対効果がと言うんですよ。人命を失ったら何にもなりません。これも市長も合わせてね、やっぱり初期の情報の伝達というのは極めて大事だと思いますので、これも市長が指示して、ぜひとも検討していただけるようにしていただければいいでしょうか。

- 市長（長野恭紘） お答えします。

サイレンスピーカー等で沿岸部にありますけれども、あのサイレンスピーカーでさえ、家の中にいたら状況によっては聞こえないというふうに言われることがすごくあって、最

も重要なこの初期の伝達情報手段をどういうふうに確保するべきかというのは、非常に悩ましいことは本当にあります。本当に一番いいのは、それぞれ個々に通知が行く、スマホを全員持っていませんが、できればこのスマホの普及率なんか上がってくれば、個別に行くというのが一番いいかなというふうには思っておりますけれども、どの方法が一番いいのか。今議員から言われた実相寺が本当に適切かどうかということも含めてちょっと検討してみたいと、調査をしてみたいというふうに思います。

- 25 番（泉 武弘） 市長が、くしくもスマホとかいろんな問題言われました。今ね、市長、ちょうどこの年代構成の過渡期に来てるんですね。我々高齢者を中心とする、通信機器に弱い人たちが4万名近くいるということで、それと若い世代のAIやChatGPTとか、そういうものをフルに使える世代とのちょうどはざまの時期なんですね。だから、なおさら情報伝達が難しいということなんです。

そこでそれじゃあ避難所の問題、ちょっと掘り下げます。2011年、それから阪神淡路大震災等で、避難所に入所した人の中に、障害者手帳を持っている人は、障害者手帳を持っていない人の約2倍入所してます。そして災害関連死においても約2倍程度、災害関連死が増えています。これも大変痛ましいことだと思います。

そこでお尋ねしますが、別府市が福祉避難所として29か所指定をしています。これは災害協定ですか、別府市の福祉避難所ですか、どちらですか。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

今は協定で行っております。

- 25 番（泉 武弘） 福祉避難所を29か所、いわゆる協定を結んでる。現在、部長ね、分からなければ分かんなくて構いませんが、現在29か所の福祉避難所と呼ばれるものは、耐震力、収容人数に対する充足力、こういうものの調査は行いましたか。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

箇所数でございますが、33か所です。29か所はその法人の数ということになるかと思いますが、33か所で、大体が福祉避難所の締結においては社会福祉法人を中心に行っておりますので、ガイドライン上の施設、設備につきましては、最低限は確保されていると考えております。

- 25 番（泉 武弘） 考えているんですか、調査したんですか。例えば私が心配しているのは、福祉法人というのは、既に自分のところの施設入所者を抱えているわけですね。有事の際に、それを超えて抱え込むということになると、施設の余裕がなければいけません。そしてまた、それをケアする職員の数もなきやいけない。そこらは調査はされましたか。

- 市民福祉部長兼福祉事務所長（田辺 裕） お答えします。

1施設に関しまして、議員おっしゃるように、多くの人数の受入れは協定の中でもお約束はしておりません。1桁台、多くて15人のようなところがございます。

また、職員がそのときにどう働いて、どう被災時に職員がやってこれるかというところまでは詳細は詰められていないところでございます。

- 25 番（泉 武弘） 消防と水道に聞き忘れがありました。1点だけ聞かせてください。お二人が私を見て、手を何回も挙げかかっているというのは、答弁させろということだと理解しました。

消防長、覚えておられますね。私は消防署の退職者は、いわゆる技術を持っている方なんだ。水道局長にも言いましたね、水道管の敷設実態を知っているのは、水道局に従事してた方なんです。一朝有事の際には、普通の方よりも不断の能力を発揮するんですが、こういう退職者OB会はあって、こういう災害との協定等は結んでるんですか、何回もあなたたち個人的に聞いてるわけです。答弁してください、あるのかどうか。あってそういう連携協定等はしてるのかどうか、それだけで結構です。

○消防長（浜崎仁孝） お答えいたします。

消防職員の退職者、これにつきましてはOB会として消防友の会というものがございます。ただ、災害対応としての活動はやっておりません。

また、消防職員の退職者は多くの方々方が消防経験を生かして防災士等、日頃から自治会の防災活動で活躍をされております。

○上下水道局長（松屋益治郎） お答えいたします。

上下水道局、任意の退職者の会はございますが、現在活動自体は休止状態でございます。

○25番（泉 武弘） 今日、これだけしっかり入れといてください。市の退職者、どなたもいろいろな行政経験していますから、我々よりも数段の知識を持っておられる。その中で特殊な技能を持っている、それは水道局と消防署なんです。その一番いい例が、山川さんという、消防本部の課長がおられました。その方が亀川地区の防災をほとんどリードしてまとめているんですね。非常に強固なものになってます。消防署のOB、そして水道局のOBが本当に力を貸していただけるならば、それは本当に私は強い防災組織になると思ってるんですよ。あなたたちは人望もある、知恵もある、力もあるわけですから、この機会にぜひとも災害連携ができるようにしてください。それだけお願いしておきます。

それから、これは総務になるのかな。自衛隊の隊友会がありますね、隊友会。自衛隊には隊友会、40普通科連隊、空挺同志会というのがあります。ここらとの連携はどうなってますか。

○防災危機管理課長（中村幸次） お答えいたします。

自衛隊のOBの方にお聞きしましたところ、各職員の退職者は、現役の職員が被災地等に出ていった家庭をフォローするための役割を行っているということで、前線的な業務には携わっていないそうです。

○25番（泉 武弘） 市長も私も年に1回、隊友会の会合行きますよね。どうでしょうね、一回別府市と隊友会とで災害連携ですね、彼らがたけているのは組織行動力とか、そういうもう、我々が経験したことがないようなことができるんですね。隊友会の皆さん方の力を借りる、また、警友会ですね、警察の皆様方、警友会。そういうものまでやはり網羅した、全体的な組織力のアップにつなげるということが、もう極めて僕は大事だと思いますから、市長から担当部局にそういう連携をするように指示してほしいなと思います。

さて、今日の一番大きな命題です。福祉避難所、皆さん、議場にいらっしゃる皆さん、よく考えてください。高齢者の皆さん、疾病を持ってる皆さん、乳幼児、妊産婦、外国人、こういう方々が一般避難所に行って生活できると皆さんは考えますか。それは災害関連死を増やすだけです。私は、何としても別府市独自の福祉避難所を設けるべきではないかなという気がして、市長、ならないんです。なぜかっていいますとね、別府市は、他都市に比べて人口10万人当たりの障がい者の比率が極めて高いまちなんです。市長も、先日、インクルーシブ事業報告会へ出ておられましたですね。それから、観光部長と観光課長は、全国バリアフリーツアーセンターの別府サミットにも出られましたね。

そういう中であって、やっぱり福祉避難所の件、今の福祉団体と連携してるから、これ事よしということにはならないと私は思うんです。どこかにね、拠点になる、別府市独自の指定福祉避難所ですね。例えば、市長ね、赤ちゃんが生まれたばかりの方、それから透析をしてる方、酸素吸入をしてる方、家族の見守りがなければ駄目な方、例えば発達障がいの子どものというのは、囲いがなければ飛び出すという、そういう特性がある。そういう子どもたちを受け入れる別府市独自の指定福祉避難所はなければいけないんじゃないかという気がしてならないんです。まさに唐突、あんたの話いつも唐突だというかもしれませんが、今回実相寺に子ども公園の調査費用をつけていただきました。あれが別府市は、都市計画上で一番中心点なんですね。あの子ども公園の一角に、福祉避難所を何とか検討で

きないんだろうかという熱い思いを持っています。

と同時に、太陽の家の横ですね、市長、また最近上京されたのをこっちも聞いてますけど、かなり御努力をされているようです。あの地も、そういう社会的に本当に弱者の皆さんが、行けばあそこであれば安心できるというような施設を、この2つの施設の中に取り入れる検討はできないんだろうかなという気がしてなりません。唐突で大変申し訳ないですが、市長の所見を教えてください。

○市長（長野恭紘） お答えします。

先ほど答弁させていただいた福祉避難所、社会福祉法人が主なところでありますけれど、今既に入所されている方々がいらっしゃって、なかなか人数全員が入れることはできないという状況だろうというふうに、これは私も理解しております。災害の規模等によって、どういう状況になるかによって、そこに入る必要がある人がどれだけいるかという、そのときの状況にもよるかなというふうには思いますけれども、できるだけ入所できる福祉避難所というものに入所できる方々がいる、その状況を作り上げておくというのは、これは重要なことだというふうに思っております。

加えて、私は別府は、これも曜日にもよるかもしれませんが、シーズンにもよるかもしれませんが、ホテルが、宿泊施設がかなりありますので、こういったところをうまく活用できないかということも私個人としては考えております。金沢の1.5次避難所においては、ずっと見ているとやはり専門職種、介護とか保健師の皆さん、看護、そういった専門職の皆さん方が本当に機敏に動いていらっしゃって、そういう方々がいるからこそ、重度まで行かないんでしょうけど、そういった方々がしっかり入所できる。安心してある一定程度の生活ができるというものを事前に準備をしていくというのは非常に有効なことだというふうに思っておりますので、それも今議員言われたことが100%実現できるかどうか分かりませんが、ちょっと協議というか、いろいろと今掛け合っているといえますか、話をしているところもありますので、そういったところとも協議をしてみたいかなというふうには思っております。

○25番（泉 武弘） 本当に唐突的な質問で申し訳ないと思うんですが、やはり市長もまだまだお若いし、私の娘と同じ年ですから、娘って言ったらくよく分かるんですね。だけど、私が今年で80歳になるんですよ、80歳になる。自分で、だんだん年を感じる時期になってきたなという気がするんですね。私も幸いに、どちらかというと、口は無口ですけど健康体ですから、だから何とか人並みにやれてますけど、私より年齢のいってる、健康を害してる人が普通の避難所に行ったときにどうなるだろうかということを考えると、心が痛むんですね。

それともう一つは、地域災害対策計画の中に、旅行者というものと、留学生等について言及しています。今別府市には、大体4,900名の外国人が居住してるんですね。こういう方々が、一朝有事の際に、ここに行けば大丈夫というようなものをつくるのは、その外国人を受け入れてる側の自治体の責任だと私は思ってます。そういう視点から、市長、ぜひともこの問題も前向きに取り組んでいただきたい。

そして、年度末の予算ですから、もう涙を流しながら10分残して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤信康） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は21日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤信康） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、次の本会議は21日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。  
午後 2 時 46 分 散会